

熊本大学法学会発行

熊本法学 第七十九号（一九九四年六月）抜刷

徵表と拷問をめぐる中世イタリア法学者の学説・覚書

若曾根 健治

論  
説

徵表と拷問をめぐる中世イタリア法学者の学説・覚書

若曾根 健治

六	五	四	三	二	一	目	次
むすび	裁量	風評	徵表	拷問	はじめに		

## —はじめに—

中世イタリアにおける刑法学は周知のように、注釈学派のアンドレア・ボーネ（† c. 1230）にその形成が始めり、次いでオドロ・ブニョウ（† 1265）やロドリゴ・ディ・マヌンチス（† 1284）、グイリエルムス・デ・カウント（† 1290）らによって継承され、ついに「何をもがればグイル・ド・スツトリア（† nach 1283）」、その弟子のアルベルト・ウス・デ・ガント（† nach 1310）、「ついでヤコブス・デ・ベルカイハ（† 1335）」ギリフ・チウス・デ・ヴィタリニス（† 1388）、「そしてアンゲルス・アレティース・デ・ガムビリオ」（† nach 1451）らによって展開された。ヴァルデマール・ハンケルマン、それにゲオルク・ダームによる「無むれ凌駕されぬ」（<sup>（レ）</sup>）ない刑法史研究は、チーノ・ダ・ピストイア（† 1336）——注釈学派の始祖といわれ、また著名な詩人でもあつた——や、その弟子バルトルス・デ・サクソフェルマー（† 1357）の師を《鋭敏なる人物（subilis homo）》と呼んだバルトゥス・デ・ウバルディス（† 1400）などの、他の法学者を含む、十四世纪や十五世纪の「おもかまきの法学者（jurisconsultus）」——彼らは「法律助言者（jurisconsultus）」とか、「法教師（Rechtslehrer）」とかといふふるな名称で呼ばれる——の学説を駆使してなりたつた作品があつた。

エンゲルマンらに先立つ研究としては、刑法のみならず刑事手続法をも対象にとりこんだエミール・ブルンネンマイスターの業績があつた。<sup>（レ）</sup>われわれはこの先駆的研究において、刑事手続法に関する中世ローマ法学者の学説が後代、中世末期から近世初期にかけて、アルプス以北、なかんずくドイツにおける刑事立法の上に著しい足跡を遺したことを知るのである。そして、刑事立法の内にあつて、もくに徵表と拷問の法<sup>（レ）</sup>では、そのような意味において中世法学

者の学説を著しく反映するものであった。いまこれを、当時人口に膾炙した通俗法律書や、著名な立法作品で一例を示すとすれば、アルベルトゥス・デ・ガンディーノ——本稿では通例にしたがい、ガンディーヌスと呼ぶ——の『犯罪論』(一一九九)に全面的に叙述の基礎を置いているといわれる。<sup>(1)</sup> 一四二五年のいわゆる『クラークンユピーゲル』第一部には、『拷問の手続は「被拷問者の犯行を暗示する」ただ一つの指標からではなく、それ以上の「複数の」指標か<sup>(2)</sup>、進められる』と見える(一四九七年アウクスブルク本)。また一四九八年の『ウォルムス都市改革法典』第六書第二一部第二章には、『われわれ「ヴァルムス市長および市参事会」は、次のように定め命じる。非行の單なる推定、あるいは嫌疑によつては、まだ、非行のいかがわしき指標によつては、何ひとつも、何らかの刑事刑を導く有罪判決を受けない、<sup>(3)</sup>』である。<sup>(4)</sup> 一五〇七年の『バンベルク刑事裁判令』は、『何ひとつも、何かの徴表、疑惑、指標または嫌疑に基いては刑事刑にいたる最終の有罪判決を受けることなかるべく、それに基づいてはただ拷問のみがなされうる』<sup>(5)</sup> と記す(Art. 29)。当裁判令における基本原理が広くドイツに流布するのに寄与したとされる、ウルリヒ・テングラー(t. c. 1510/11)作『ライエンシュピーゲル』(一五〇九年、第一版「拡充版」一五一年)第三書は、『第一に、この犯罪について、被拷問者に立ち向かうには、事前に、何らかの推定と徴表、あるいは半<sup>(6)</sup> [完全] 証明を受け取ることを要し、それなくしては、彼にたいして拷問はなすべきではない』<sup>(7)</sup> と書く。これらの文言が意味するところは、すでに中世法学者の学説に表明されており、この意味では、それには、徴表と拷問に関するへ学説法<sup>(8)</sup>がじかに映し出されてるのである。

なお、やつあたって、徴表と拷問に関する、法学者の片言隻語を引いてみるならば、チーノは、『刑事案件においては、誰しも断罪されるには、疑惑からではなく、明確かつくるより明らかな証明によってでなくてはならない』<sup>(9)</sup> と述べ、バルトルスは、*I. qui sine ff. de questionibus (D. 48.18.22)* に付した註義 *lectura* のなかで、『疑惑からは、何

説  
論  
よりも、眞実の発見のために、拷問には付されるが、しかし、疑惑からは、何よりも有罪判決を被らない。』と言つた。また、ルーカス・デ・ベンナ（† 1390）も、『推定からば、何ひとといえども、有罪とされえない。』と述べる。アレティースの師ヨハネス・デ・イーモ（† 1436）は、『誰でも、微表が先行する』ことなくして、拷問によつて自白を強要されないこと、また、このようないいこと、に注意せよ。』と記している。最後に、

アスティ出身の法学者といわれているフランチスクス・ブルースは一四九四年にヴェネツィアにおいて公刊された著作『微表と拷問に関する論究』の中で、『ボローニアのすべての聰明なる人々は、次のこと、すなわち何よりも微表からは致命的な断罪宣告を受けない』ことを望んでいた。

本稿では、このようないいこと、微表と拷問に関する中世法学者の学説にいささか立ち入つて見たい。この方面の、中世法学者の学説としては、ヘルマン・ウルリヒ・カントロヴィッツが精力を傾け編纂にあたつた、ガンディースの『犯罪論』——ガンディースがシェーナにおいてポデスタを代理して裁判官職に就いていたときの著作——が先ず挙げられる。<sup>(15)</sup> また、グイド・デ・スツアリア作『拷問と查問について』の十六世紀に著されたドイツ語翻訳書（ニュルンベルク・一五七四年）や、ヨーゼフ・コーラーが一小論において一部分を掲載する、バルトルスの作とされる『查問論』、それにバルトルスや、その死と共に学識法における『証拠制度が完成の域に達した』といわれるバルドウスの注釈——先学の貴重な研究であるヴァルター・ウルマンの著書論文に導かれて直接注釈書にあたりえたもの——や、アゾー、ドゥランティスの著作などが利用できた。これらの他は、中世法学者の学説は、ウルマンの著述や他の第二次文献に引用されているものを借用した。こうした利用方法による、自ら確かめえないことからくる危険性と、学説の結論的部分しか知りえないという意味での不十分さについては十分承知しているつもりではあるが、さしあたつてはそういう断片的な利用に頼らざるをえなかつた。さりとて、後年とくに十五世紀以降アレティースの同名の

作品と並んで頻繁に引用されるほどの名声をえた、ガンディーヌスの『犯罪論』を全体的網羅的に検討・評価すると、いうこともできなかつた。これらの意味で本稿は「覚書」に留まるをえない。

こうした事情にありながらも、本稿を公けにする理由は以下のところにある。徴表と拷問に関する法学者の学説は、非学識刑事手続法と学識刑事手続法とのいわば分水嶺を示す決定的な指標となつてゐたとともに、十六世紀の領邦と帝国とにおける新しい諸刑事裁判令に見いだされる手続法のまさに精髓を形づくるものであつた。にもかかわらず、それに関する学説について立ち入つた仕事が少ないようと思われる。ウルマンの前記諸論稿の他、サルヴィオリや、<sup>(22)</sup> フィオレリの研究が目につくくらいである。しかし、それらとて言及するところ少なく、またウルマンは、中世になつて初めて初めての刑事裁判法の分野における系統的な纏つた仕事であるガンディーヌスの前記『犯罪論』には全く言及していない。とりわけ、徴表と拷問に関する中世法学者の学説に見いだされる思考方法がどのような性格を有していたのかという基本的な問題について明瞭な認識に到達しているとはいひ難い。本稿は、徴表と拷問をめぐる学説において表明されていたヘラクレitusの思考方法がいわばアンビバレン特な性格を帯びていたことに注目したい。その思考方法は、一方では、被拷問者にたいして裁判官が——合い言葉ともなつた中世法学者の言葉を用いれば——《節度ある (cum moderamine)》ように振るまつて働くと共に、しかも他方では、それとはまさに逆の方向にも作用しうるような側面をも合わせ持つてゐた。

もちろん、学説のみによって中世イタリア刑事手続法における徴表と拷問の全容が解明されるというのではない。その解説のためには、かつてカントロヴィツツが予告しつつも果たしえなかつた、またダームがおこなおうとして必ずしも十分には成功しなかつたとされる、<sup>(23)</sup> 学説・立法・実務の三者の相互的比較の作業が避けられない課題であろう。本稿はさしあたつて、そのうちのただ学説の面から徴表と拷問の問題を取り上げるわけだが、しかしそれとても、接

説

近しえたかぎりであつて、刑罰の「」部分にかぎられる。

最後に、叙述の方針としては、脣上唇を架すもつてこめかが脛が引けるが、じめらかめらは学者たちの歴史の生の語り口を再現、引用するかたちで進めていきたい。というわけは、わが国において、刑事手続法をめぐる、イタリア中

世法学者の具体的な内容については、従来言及されるところがさほどなかつたと思われるからである。

## 二 拷問

《拷問》には形罰の意味もあるたが、ハリドの問題は、証拠一日目や証言を集めて事実を探索する証明方法としての拷問 (judiciale torture) <sup>(25)</sup> である。ガンディースは、『まず、査問【拷問】とは何か、から始めよう。』と問じ、こう答える。《査問 (questio)》とは、真実の発見のために、拷問具と肉体の苦痛とによって実施される審問 (inquisitio) のことである。R. de iniuris I. item apud Albeckem §. ad dictum v. questionem [D. 47, 10, 15, 41] および ff. ad Silianum I. I. [D. 29, 5, 1, 25] に述べられており、この点では、ルーカス・ト・マハナが当時の通説とは相違して、自由を得るために拷問を認めず、《拷問は真理の探査のためではなく、刑罰のために設けられる」と注意せよ。被害の小ねこ姫姫にして、盗人が損害を償うまでの間、拷問に処せられるといつてよだ」と述べたのは、特異な現象といえよう。

証明方法としての拷問について、まず指摘であるのは、それが予備的補充的なものであつた点である。ムウランティスは、『むかし死に僵する重大な事件について他の方法では (aliter) 真実が手に入らないとき、あるいは探知できないときば、真実は拷問によって発見されうる』 <sup>(26)</sup> と述べる。チーノは、『真実が他の諸方法によつては照らし出さ

れえないとには、拷問は予備として (in subsidium) 提出せねばならぬ<sup>(35)</sup>。しかし、バルトルスも D. 48, 18, 8 に付した訟義において、『何が何であれ、彼を、つねに拷問にかけるよくな』とはするべきでなく、他の方法があるのですなければならない。それが十分ではないときに、拷問に達するのでなければならない。別な方法では真実が探知されえないときは、予備として拷問が用いられる<sup>(36)</sup>』と述べる。C. 9, 41, 8 に付された、バルドゥスの注釈には、『ある。私は問う。公知の事件についてはどうか、と。公知の事件においては (in motorio) 拷問は [心の適用の] 場を持たない』と思われる。ところは、拷問は証明の欠けるときでなければ、適用されないからである<sup>(37)</sup>。ガントーネスが次のように述べるに、拷問の予備性補充性が認められる。『いかなる事件について人は、拷問をうけるべきか。私はこう答える。民事的、および刑事的事件について、と。そして、他の方法では、真実が獲得できないときである』。J. P. f. eod. I. divus et I. ex libero [D. 48, 18, 1, 9, 1, 15] および C. eod. tit. I. quotiens [C. 9, 41, 12] に見られるように、おもひ「ノーベ氏」が summa eod. tit. § torquetur [Summa Codicis zu C. 3, 8 § 6] に述べて述べてある<sup>(38)</sup>。『他の方法では』真実が獲得できないときは、ガントーネスによれば、原告によって提出されるべき三種の有罪証明方法、すなわち『少なくとも一名の適格な証人』、あるいは『最も明瞭な文書、すなわち公文書』あるいは『疑いえない徴表』——『法律の推定および法律上の推定』や裁判上の自由、『事実の明白な性格』——『ものなど』——のいずれにみても立証されえず判決が述べられるなど、つまり『最終の判決 (definitiva sententia)』が下されえない場合を指している<sup>(39)</sup>。

後代『クラークショウゲル』が有罪の要件として、任意の自由があること、証人による立証があること、犯行が現行犯行であることを五つを挙げつつ、続けてつけ書く。『重罪および大罪について、真実が他の方法では知り難いときには、拷問 (pym) —— ハテン語で tormenta —— によいて、それ [真実] を手に入れねばならぬ』とに注

薦せよ。』<sup>(5)</sup> せた『ハイエハ・ンヨウーゲル』<sup>(6)</sup> も述べ。《第一に、犯罪が起きたこれが知れ渡つて居るもの、被逮捕者が」の犯罪をやむならうだといふ」とか、べつの方では、徹底的には知りえないときは、眞実をえる助けとなるために<sup>(7)</sup> (der Wahrheit zu hilf)、彼[被逮捕者]の自由を、厳しい尋問と、拷問とでもいへ、こゝでも手にいれるとがである。』

これらの記述も、中世法学者の見解と同じ趣旨のものである。

中世法学者の見解からは、拷問にたいして彼らが抱いていたきわめて慎重な姿勢が読み取れる。これは、すでにアーネガ *Summa ad Cod. I. IX de questionibus*<sup>(8)</sup> において、「拷問は、砕け易くかつ危険なもの (rus fragilis et periculosa)」であり、眞実を認識する。<sup>(9)</sup> と述べたのに示されてくる。寺説類集 (D. 48, 18, 1 § 23) の論議は、アラケンナティースス († 1192) の著作で一五二〇年にライエンにおいて初版本が印刷された *De varietate actionum libri sex* の第六書<sup>(10)</sup> にて、その著者に執筆が帰せられる。Tractatus de accusationibus publicorum judiciorum における文句<sup>(11)</sup> われ、やがてその論議はドイツ語で翻訳され、『クライケンヨウーゲル』<sup>(12)</sup> にも述べられてゐる。

「のようなく、拷問にたいして抱かれていた、法学者たちの慎重さは大別して、拷問そのものの実施と、拷問実施のために必要な徵表という二方面に見いだされる。本節では、まず前者について主要な点に限つて考察したい。ただ、それに直ちに移る前に、拷問に服する人や事件、また拷問による法的前提に関して、三點ほど記しておきたい。」

(a) 拷問に付されない人について。ガンディースによれば、顯官にある者 (in dignitate positos)、妊娠中の女、十四歳未満者が、これに該当する。証人はどうかといふと、彼が『たゞ、ひどくで、当該問題に關係があつた』と陳述し、その後で、問われて、なにも知らないと述べた。』<sup>(13)</sup> ときは、拷問に付われる。《一方、関係しておらずにも知らない、と述べたときは、拷問に付されない。》(b) 拷問の対象となる事件について、ガンディースは、つづける。《しかし、すべての事件について、どのような人も拷問に付われぬといつてはなし。》ff. eod. I. edictum [1], 48, 18, 8] に

見られるようだ。それゆえ、誰か自由人については、恐るべき犯罪や重大犯罪は別にして、軽微な犯罪については査問【拷問】はおこなわれえない、と思われる。<sup>(13)</sup> なお、一二八八年の『ボローニア市ボデスタ条例』によると (Liber IV. Rubrica X)、拷問に付されうる事件・人は特定されていて、公然たる悪評高き略奪者を始め、貨幣偽造、文書偽造、偽証、殺害、反逆、婦女——娼婦は除く——暴行、聖物窃盜、放火、鶏姦、魔法使い、略奪物や盗人を隠匿する者、などの他は、拷問の対象外とされている。<sup>(14)</sup> (c) 最後の問題は、バトルスがこう述べるのに関係する。《なぜならば、いかなるときも、裁判官は一般糾問において何らかの犯罪が起きたとの確報を受け取る場合に「初めて」同じ事件について特別糾問をおこなうこと》を決定し、かの被告にたいし有罪判決を下す。<sup>(15)</sup> 《しかし、次の異論が提起される。彼【被告】にたいして徴表が出現していなくとも拷問がおこなわれるというように、一般糾問は、彼にたいする徴表が現われずともおこなわれる、と。答えばこうである。この一般糾問においては、犯罪がおこなわれたことが、まず確定されねばならない。》つまり、拷問は、犯罪そのものが存したか否かを明らかにするためには用いられない、ということである。<sup>(16)</sup> これは、バルドゥスが D. 22, 5, 3 (Sed et divi) にたいする釈義において、次のように述べるところにはっきり出ている。《誰かが拷問に付される以前に、まず【犯罪】事実が明瞭に知られて (constare liquido de facto) しなければならない。それゆえに拷問は、【犯罪】人を明瞭にするために用いられるのであって、事実を明瞭にするためではない。》<sup>(17)</sup> 」のように、拷問は、犯罪事実自体の存在がすでに前提となつていて、その罪を問われたある特定の人間がそれを真実、犯したのかどうかを明らかにするためにこそ実施される。

さて最初に (一)、拷問によってえられた自白の効果について。これについては、チーノは次のように述べる。《拷問中に取得された自白は、信用が置かれるべきか。それは、彼【被拷問者】が【拷問後も】更に長く自白を堅持するか否かで、分かれる。彼が更に長く堅持しないときは、自白は信用に値しない。》自白の効果をめぐる考察は、ガン

説 ディーヌスにすでに展開されていた。彼は次のように問う。『上述したように、拷問具によってなされた自由は、それが堅持されぬかぎり (inisi fuit perseveratum) 効果はない。しかし、私はいつも尋ねる。拷問具の恐怖によってなされた自由についてばとのように謂われるのか、と。』そして彼は「うなづける——因みに、」から中世的拷問の実施方法が想像できよう。『む』、被拷問者の足に拷問具が据えつけられ、彼の手がうしろで縛られ、その上で裁判官が彼に向かい、自由しなければ直ちに拷問に繋ねられる、と続けるとする。』のよだな場合に、實際、自由がなされるときには、そのような自由は、それが堅持されないかぎり拘束力を有しない。』というわけば、法律は、拷問具の恐怖によってわざ取られた自由を、拷問具によってなされた自由と同等のものとする。』 C. quorun appellations

recipientur I. II. [C. 7, 65, 2, 1] においてくわしくは、拷問具の恐怖による (aut formidine tormentorum) > 〔ハヤヒルヘモヘリ〕。自由の効果について、ガントディースによると、トマクルシウス († 1263) は、つ述べた。自由も堅持されねばならぬ。田舎者たる《半完全證明》 (Accurrius C. de custodia et exhibitione reorum I. II. [C. 9, 4, 2 v. constitutit] なども ff. eod. I. I. § divus [D. 48, 18, 1, 17 v. 'pro exploratis'])。」れにたしてガントディースは、『説得されぬのでなければ、ものよりは自由が、何よりの完全な證明をもつたらねど、ところが、おもひへよりぬく、もの正しき』と考える。後にもて《堅持される》自由のみが法的効果を有する、ところのがおよそいの問題について彼の基本的見解であった。

それによれば拷問に基づいて取得された——拷問中のものであれ、拷問具の恐れによるものであれ——自由は、それが確認されて初めて証明——完全であれ半完全であれ——となつた。ガントディースは、自由の確認は任意でなされた自由におじむあてはまると見る見解を紹介する中で次のように述べる。『もし何ひとかが、非難を受けたる罪について自発的に、すなわち拷問具の恐怖なしに自由をねいなうとしてむ、こにしへの博士や現在の博士の誰かが述

しかし、彼にたゞして直ちに有罪判決は下されることはなほなし。やつではない、裁判官は数回後再度囚分のところへ被起訴連れていかせし、再度彼を窃盗犯罪について尋問に付せねばならぬ。というわけは博士たちは「刑事事件におけるなされた囚田せ獄かには判決の根柢たりえなく、あた直ちには完全証明とはなしえなし」と述べてゐる。C. de custodia et exhibitione reorum l. II [C. 9, 4, 2] の法文に明瞭に記載する所である。そして博士たちは「この法文をかへのうへに理解する。」とのせ法文は、拷問具の恐怖によるなされた自由か、そつてなほ囚田かの区別せしてこなこか。】次いでガンディースは、「S. よつた見解とは別の見解——」これによれば、囚田類は「直ちに牢獄に取扱われ、その場で、囚田を監持するか否かを問わねば、まほ有罪とおれ。」C. de custodia reorum l. ult. l. responso [D. 48, 3, 5, 1] … に記してある。】——を紹介した後で、私見を次のよつて述べる。《誰かが拷問具によつて、S. こは拷問具の恐怖によるて囚田をなすとおは、【證明せ】自由に依る」とはやせ、また自由とは見なされな。」上掲の [ff. de questionibus l. 1.] § divus et § si quis ulro [D. 48, 18, 1 § 17] やよび C. quorum appellations non recipiuntur l. II [C. 7, 65, 2] に記してある。】S. もうにガンディースは拷問が関係し拷問から直接引き出される。囚田は本來的に囚田じやせない。その理由を D. 48, 18, 1, 23 に記して解説を用ひて、《拷問は碎け易いもの (questionis fragilis res) だからであ。》と述べる。��けて C. 9, 4, 2 を引用し《裁判官は自分のために犯人を出頭せし、彼 [犯人] から次のことを問わねばならぬ。彼が囚田を監持しなつたのか、それとも撤回、あるいは反対のうへを陳述しなつたのか、や。》と記す。やより D. 48, 18, 1 § 17 やよら C. 7, 65, 2 から、《もし彼 [犯人] が [囚田を] 監持するときは【裁判官は】囚田を出頭にゆく。》と記載する。ガンディースはおよそ拷問からくる囚田を囚田といふのはごく普通であるが、以上の発言は、元来拷問にゆくならば、厳密な意味で仕事の自由だけに關係するに留まらない。しかし、これがもつてのやうではない。この点にてこそセシル・ウランティスが「もつて明快に述べてゐる。《われ

に反し拷問具の恐怖なくして、おるいは拷問〔やのゆる〕なへして自白がえられるときは、自白が堅持されるか、そつでないかが吟味される。」いなべの「自白」者は直ちに (statim) 処罰される。C. de epis. et cler. si quis in hoc [C. 1. 3. 10] に書つよつて。」<sup>(2)</sup> また《刑事案件では、自白は直ちには完全証明にはならない。》との立場をとるケイド・ト・スマリアは、拷問の効果を問うて、拷問が効果をもつるのは、被拷問者が《任意に、拷問の外で犯行を告白する》場合だと述べる。グイル [gruelwill] によれば、C. 9. 4. 2 や D. 48. 18. 1. § 17. § 27 の法文は《自白が拷問具の恐怖からきたのか、それとも任意に (gruelwill) おこなわれたのかどうかについて何ら区別をしていない。》<sup>(3)</sup> グイルの見解からすると、拷問による自白もそれが拷問の外で維持されるときは任意の自白になり、この限りで、自白は拷問有無の関係では区別されぬ」とはない。ガンドイースが自白の堅持を強調する趣意も「」にあらわす。つまり、彼が拷問具の恐怖によつてえられる自白は自白たりえず、したがつて裁判官はそのような自白に頼りえないと、うのは、拷問の部屋——左述チーノの見解を参照——での自白が直ちに自白とはならず、裁判官が依拠しうる自白となるには、それが堅持されねばならないとの趣旨である。のちのちまでも堅持されるならば、自白の由來は問題とならないのである。

チーノは自白の堅持の問題について、先述に続けてより具体的にこう述べる。『更に長く自白を堅持する』というのは、時間的にいつといわれるのか。私の答へは次のようである。拷問具によつて恐怖を抱かせられないので、これ「自白の堅持」をなすときである。これは、拷問具が置かれている場所の外における (extra locum tormentorum) 場合である。したがつて、拷問具が目に入らない「場所で自白を堅持する」場合である。むしろでないと、拷問具が近くに置かれてそれが目に入るときは、こゝも、その拷問具のゆえに自白がなされるところのように受け取られる。<sup>(4)</sup> すなわち、チーノによれば、拷問による自白者は拷問具の置かれていない場所で、自白の確認を問われ、当初の場所で拷問具を目のあたりにして引き続も自白の確認を問われて、たとえこれを見認しても、それは、自白を堅持する

ということにはならないというのである。なお、グイドによると、自白の取り扱いは民事事件と刑事案件とでは異なり民事事件では自白の堅持は必要とされない<sup>(56)</sup>。後代、ユリウス・クラールス（† 1575）——アンドレア・アルチャート（† 1550）の影響下で、ヴィアおよびボローニアにおいて学徒時代をおくった——は自白と自白確認との間には一日の猶予をおかねばならないと述べ<sup>(57)</sup>、「パンベルク刑事裁判令」も同様に、捕らえられた者は、《拷問および自白の後、少なくとも翌日、あるいはそれ以後の日に》彼の自白が真実か否かが再度尋問される、と書く（Art. 68）が、これは右のような趣旨を示すものである。グイド・デ・ツツアリアによれば、自白者は自白によって《直ちに（flugs）有罪判決を下されえず、裁判官は自白者の状態や事件の重要性を考慮して、一、二回、日を置かねばならない。》のは、旧約および新約聖書が述べるところである。日を経た上で、自白者は《再度犯行を自白するかどうか》、この自白を《心に銘記しつつ（gedenck）維持するかどうか》について、尋問を受ける<sup>(58)</sup>。

これまで自白とその確認について考察してきたが、この場合、自白はへ法廷の外において採取されるものである。法廷外とはへ裁判所の外ではなく、告訴・弁論・判決の舞台たる公開法廷の外を指す。このような意味の法廷外の自白——したがい、法廷外といつても裁判官が自白の聽取にあたる——の確認がおこなわれる場としては、一つは同じく法廷外がある。これはおそらく、チーノが右で《拷問具が置かれている場所の外》における自白の堅持について述べたところがあつてはまう。もう一つは、公開法廷における確認があつう。アンゲルス・アレティースが、《被拷問者は、【自白】を確認するためには法廷に導かれる以前に、少なくとも一日の間休養をとらねばならない。もししくは、バルトルスによれば、これは賢明なる裁判官の裁量に残されるべきことである。》と述べるのが、この場合に關係している。すなわち、——に《法廷に（ad tribunal）導かれる》とあるように、またバルトルスが次に述べるように、法廷外でえられた自白は法廷において繰り返されると裁判上の自白となる。《しかし、私は質問する。自白を

説 堅持するとはどうのよつたのか、H. C. de cust. reo. I. ii [C. 9, 4, 2] の法文がこの箇所を明示するはずである。ところのは、拷問によつて自白がなされた後で、彼 [自白者] は公開の法廷の場所に (*in loco publico iudicari*) 呼び戻されて、そいだ書記 [「如」と公官たちとの面前で自白をねこなわなければならぬのは、当然のことだからである。<sup>(5)</sup>】この直ぐ後でバルトルスがこう書くのは、本稿の問題闘闘心との関連できわめて興味深い。《しかし私は質問する。彼 [自白者] はその後で呼び戻されねばならないと私は述べた。[カリド] 私は質問をすむ。」の、その後で (post-eum) とはどもよつて理解されるべきか。裁判官の裁量によつて (arbitrio iudicis) といつもよつて理解されねばならない、すなわち、拷問による苦痛が止まつたときに裁判官は彼を呼び戻すよつて、正しく判定がなされる (arbitrari) べきである、と私は信じる。》<sup>(6)</sup> これはどうのよつたことを述べているのであろうか。おそらくいうであろう。法廷外で自白が拷問によって聴取された後で、自白者の身柄は法廷の手続に移されるが、彼がそこに移される時期については《裁判官の裁量によつて》判断される。そのときの判断とは、自白が聴取され拷問が終わった後、自白者がこの自白を果たして法廷で堅持するかどうかの判断であり、もはや拷問によらなくとも自白を堅持すると判断されたときに自白者は法廷に移される。自白と、自白の確認との間で働く裁判官のこのよつたな裁量に注目したい。ガンディースは、『自白の時から、[自白] 確認のために「拷問室から外に」連れ戻される時までの間をどの程度とればよいかを、私は問う。』と述べ、いかなる法律によつても「それは決められない」と答える。つまり、そのかんの時間 (modicum) は、《被告の》人物の性格や事件の軽重を考慮しつゝ、裁判官の裁量などに従つて指定されうる。》<sup>(7)</sup> といふのである。

法廷外や法廷における自白とは別に、裁判所の外でなされる自白が存する」とは、ガンディースが次のような見解を取り上げてゐるといふからわかる。《それゆえに、なんらかの罪で何ひとかによつて捕らえられたことが明らかなる者が、もし、裁判所外で (extra iudicium) 幾人かの証人の前で、かの罪を犯したこと、およびその罪を犯した折

に捕らえられたことを自白しているとき…たとえいかにこうした微表が明白なものと見なされようとも、裁判官は、このような微表からは、かの捕らえられた者を査問と拷問とに付しうる」とはあっても、彼にたいしては、確定した有罪の判決は下すべきではない<sup>(註)</sup>云々。」(二)に『裁判所外』における自白といふのは、裁判官による聴取によらない自白であり、たんに、捕らえられた者が罪を告白していたことを何びとかが見聞して知っていたという意味での自白を指すものと思われる。ただし、こうした自白も、法廷外のそれと同様に、拷問のための微表にはなる<sup>(註)</sup>。

次に(一)、拷問の程度について。これについて後年クラールスは、『被告が、一度目に拷問具に据えつけられて自白をおこない、その後で、二度目も、[自白を]確認するのを拒む』場合について、こう述べている。『無限に「拷問の手続は」実施されではなはず、私には、次のように思われる。拷問は三回まで (usque ad tertium torturam) 繰り返される。「自白を」承認するように求められた者が、さうにその「第三回拷問」後も、「自白を」ついに否定するときは、このようにその者が「自白否認を」固執している事件から、その者は釈放される<sup>(註)</sup>』。」(二)にこう『三回』とは、通算の拷問回数を意味していよう。すなわち、拷問具の置かれていない場所で、自白を撤回するときは、撤回者は当初の場所に戻され再び拷問に科せられるであろうから、これらを合わせての回数と思われる。クラールスの見解にいうような『三回』といった具体的な数字は、中世法学者、なかんずくガンディースにおいてとくに問題となつていなかつたようである。おそらく、拷問回数などは裁判官の裁量に委ねられていたのであろう。その反動といつてよいか、クラールスは被拷問者の保護のうえでは一步進んでいたといえるかも知れない。

疑惑からは、何ひとつ有罪とされることではなく、眞実を発見するために拷問に付される。もし、被拷問者が自白をおこなわないならば、彼は釈放される (si tortus non confitetur, absolvitur)<sup>(註)</sup>。と述べるバルトルスも、『無限』によると、およぶ拷問にたいしては、次のように警告を發していた。『何ひとつにたいしても拷問を無限におこなわぬように、裁

説判官は節度を保たねばならない。告訴が「多く」の拷問]を要求しようと、無限の拷問はおなわぬようにしなければならない (tormenta de aliquo non faciant immensa)。そつではなく、被拷問者が無罪に決まるか、刑罰を科せられるかのいずれかになるといふまでも、裁判官は、はじよく分別のある節度にしたがへり (prout moderate rationis temperamentum)、拷問を要求しなければならない。』裁判官に無制限の拷問を禁じ、拷問の程度について節度を保つぐまいりを織出する、同様の文書は、ガントディースが ff. cod. I. de minore § tormenta et I. questionis modum (D. 48, 18 l. 10, 3. 1. 7.) に記載——D. 48, 18 l. 10, 3 に記載、『せんより分別のある節度が要求するもつこ』と見えて、『犯罪論』においてすでに述べておいたものやおいて、バルトルスの発言は、ほぼ文字通りこれ引き継いだものに過ぎない。後年、スペインの著名な法学者アントニオ・ゴメス (Gómez, † 1568) が、『拷問は、人の性格、犯行や徵表の性格に応じ、總則に (cum moderamine) 適用されねばならぬ』。』と書いた。一つ注目すべきは、右述の『告訴がいくら多くを要求しようとも』(バルトルス) 云々の文書は、拷問が告訴手続においてもおこなわれる」とを示している。いな、ソウランティスが拷問について次に述べるのは、彼の、カノン訴訟法が世俗訴訟法の中にも導入されるのに著しい働きをした著作『スペクルム・ユティキターレ』(一一七一~七八) 第二書(《刑事事件とその審理について》)の箇頭の『告訴について』の章中においてなのである(一五七四年ペーゼル刷本)。『[拷問は] 裁判官によつて人間的に (humuniter) 指揮なされねばならず、告訴人の請願に基づいて手ひどくおこなつことがあつてはならない。拷問具の恐怖によつて、あるいはおぞらう拷問が実施されている中で、聽取される臣民は自白たりえない。もし、拷問からの陳述の後に被拷問者がそれを堅持するのでなければ、自由は害となる (obest)』。

およそ、ガントディースは審問の手続において裁判官が遵守すべき基本的な対応のありよう、とりわけ注意を喚起する。『犯罪論』の Rub. de quæstionibus et tormentis 篇頭において、彼は、『審問にあたり』過度に粗暴となる

裁判官を抑制するこねば調節【の役割を果たすもの】として用ひられるといわれる》五つの《指導要綱 (magistralia)》や、本論に先立つて書き記してある。これらは、すでにグイド・ド・ムツマリアの『拷問と査問について』に知られ、そして後代、右のその一端に触れたように、ベルトルスが『査問論』において文字通り繰り返す」とになるものである。その第一要綱は、『査問 [拷問]』において裁判官がとするべき姿勢に関する次のように述べる。《誰かについて査問をおこなわんと志すすべての裁判官は、おらゆるいとに先立ちて、次の二とのために、[ローマ] 法と人間性とに注意を払つゝしむ (iuris et humanitatis considerationem) 義務づけられる。すなわち、もし、訴えの起りやれている犯罪の真実が、[査問とは] 別の何とかのより軽微な方法で、発見されうるならば、いかに微表、あるいは真実らしき証拠が多数存在してしまつても、安易に、かつ不用意に査問くと飛躍しないために、だぬれ。 II. de questionibus I. divus I. et II. responso 42-50 I. edictum [D. 48, 18 1.9. pr. u. s 1; D. 48, 18, 1. 8] おもむ C. eod. I. quotiens [C. 9, 41, 12] に見られるようじ。」ここに《人間性》としてた言葉が見いだされるのは注目される。それは、引用ローマ法文には述べられていない文體である。右述のシウランティスに「《人間的に》に由来していようか。

最後に (III)、拷問の繰り返しについて。被告の自白撤回後、再度の拷問に移るには、相応の事情が存しなければならない。それについて、アルベリクス・デ・ロサーテ († 1354) は『新たな徴表 (nova indicia)』が加わるねば、拷問は繰り返されえない』と記し、バルトルスも、『新しい徴表がさらに加わるいと、およひ [それにもかかわらず] 被拷問者が強制さず耐えているいと、いのいのことが同時に起らぬかぎりは (misi duo concurant)、何よりも拷問を繰り返されない』と述べた。このうち、新たな徴表について、すでにガンディースは、『汝は、オドフレドウス氏 († 1265) にしたがつて、いつ語じなさ。新たな徴表なくしては、[何ともも拷問を受けることは] ない、』と書いていた。新たな徴表とは、ガンディースによれば例えば「つである。《被拷問者は、その夜には誰もい

なかつたとか、その家——そいで犯罪がおきたといひの——には誰も居なかつたとかと陳述していたのに、後になつて、証人によつて反対の「」とが発見される等の場合のよつて。」これが《他の博士たちにとつて、共通の意見》である。

注釈においては、それについていかなる法律も挙げられていないが、われわれは *ff. de verborum significatione I. boves & hoc sermone [D. 50. 16. 89. 1]* やおよび *ff. pro socio I. si socius pro filia s. nec si prior [D. 17. 2. 81]* に見られるように、もう述べうる。しかれども——と、続けて語り——《職職を貪欲に求める裁判官たちは》の「」とに注意せず、それどころか、新たな徵表が存せずとも、訴えられた罪について眞実を発見するところまで、日々、拷問「拷問」を繰り返している。」いつした、新しい徵表抜きでの拷問の繰り返しが彼によれば、《ローマ法》にたいして实务における《慣習》を意味していた、というのである。彼は《法》と《慣習》との関係を、例えば次のようなコントекストにおいて述べてゐる。《しかし、ボデスタが》のよつた裁量によつて、「」とは、法によつてどうよりは、むしろ、土地土地の慣習によつて (ex consuetudine terrarum) やきぬものと見なせられてゐる」と。ガンディースは、これに、反撥する。《これにたゞし、ボデスタが裁量をわねうるとこだましも、それは「ローマ」法 (iura) に基づいて「」である。」のよつた、《顯職を貪欲に求める裁判官たち (assessores honoris avidi)》にたいするガンディースの反撃は、後年のバルドゥスにもつかがえるし、十六世紀に、コメスが同じように裁判官に向かって、次のように声高に發した警句にあい通じるものがあるである。『無益無用の榮誉を渴望し』、のために、國家の数多くの官職を貪欲に求める苛酷で無情の裁判官たちが、痛ましい被告らに新種の拷問を (nove genera tormentorum) 「考究したい」付し、法によつて定められた適正な「拷問」方法を逸脱してくることに反対し、叫び声をあげなければならぬ。』

また、ガンディースは、バトルスと同様、新たな徵表とは別に、*quaestio I. 16. D. 48. 18. 18. 1* を引きつつ、《被

拷問者が、肉体と魂の強靭さでもって耐えている。』<sup>(13)</sup> という場合を挙げた。こゝに『耐えている』とあるのは、拷問にもかかわらず身体も精神も強固に保つて、いつかな自白をおこなわないこと、もしくは自白の撤回を主張し続けることを意味している。これによってガンディースは、とくに再拷問にあつては、自白を頑強に否認しようとするかどうかの被拷問者の態度や様子にも注意を払うように勧めている。《さらに裁判官は、杳問【拷問】を繰り返すさいに、被拷問者が「拷問を受けてもなお」魂と肉体とを強く保つてどの程度に【自白の否認】を持ちこたえるか、に意を用いねばならない。》<sup>(14)</sup> この根拠に、ガンディースは *U. cod. I. unius s. reus* [I. 48, 18, 18, 1] のパウルスに由来する法文を引くが、これにはこう書かれている。《被告が明白な証拠によって屈服させられるときは、この被告にたいして杳問を繰り返すことができる。とくに、彼が拷問において魂と肉体とを持ちこたえるならば。》<sup>(15)</sup> ガンディースの右述の発言は、新しい徴表があるにもかかわらず自白を否認する場合には被告は再拷問を受けるという、ローマ法文に即した意味を含んでいるのは間違いない。しかし、もう一面では、そこには、新しい徴表が存しても、被告が自白否認を強く主張するときは、裁判官はその態度や様子に注意を払い、事情によっては再拷問をさし控え、場合によつては被告を釈放せねばならないといった意味も、おそらく暗示されているように思われる。

以上三点についてかいづまんで指摘してきたところのすべてでは、ガンディースが次のように問い合わせ、かつ答えた文章によくあらわれている。《もし被拷問者がなにかこう述べて、すなわち、あなたがたは私をとらえたうえで、かくもひどく拷問を加えようとするが、たゞあなたがたが一年間私を留めおいたとしても、私は何も言いますまい。といふわけは、私は、訴えが出された罪について汚れていないから、と述べて、すべてのことを否定するときは、彼は直ちに拷問具から外されて釈放されるべきであるか、どうか。断然そうではなく》——と、ガンディースは答え——《【被拷問者たる】人の状況および、犯罪の性質に応じて、穢やかに、あるいは厳しく拷問をもつて手続が進め

られる。そして自白があれば、それは結構である。もし被拷問者が否定するときは、裁判官は彼を牢に留めおかねばならない。もし、新たな徵表が現れるときはは查証を繰り返しうる。新しい徵表が無いときは、裁判官は、原告が證明を適当に延期するように決定を下す。もし原告が立証に成功すれば彼〔被告〕は有罪とされる。やむなくば釈放される。ft. eod. I. 1. § preterea et I. unius [I. 48. 18. I. 1. 24. I. 18] わよひ C. de iure fasci I. defensionis facultas lib. X. [C. 10. I. 7] に記されるよつて』。『(1)に《人の状況および、犯罪の性質に応じて、穏やかに、あるいは厳しく (temperate vel aspera) 拷問をもつて手続が進められる。》とあるのは、後に『バンベルク刑事裁判令』において、『拷問は、疑惑の犯人とにじむる状況に応じて、頻繁に、または、ときどき、わづくは僅少回、苛酷に、または、じつう緩やかに用いられるべし。』(Art. 71)と述べられ、文字通りに繼承される』ことになつた命題である。これによれば、拷問の程度はひつきょう拷問者——裁判官——側の裁量に委ねられてしる、といわなければならぬである。しかし実は、この裁量とは、拷問の実施にとどまらず、次節で見るようすに徵表の判断においても働いていた。

### 三 徵 表

右節、『新たな徵表』のところで触れたが、中世法学者が拷問に基づく自白にたいし慎重な姿勢をとつていたのは、拷問実施の前提、すなわち徵表の必要という点にもあらわれていた。しかも、この点は、およそ拷問をめぐる諸問題の中で、法学者が最も大きな努力を払つた問題であった。それはさしあたつて、諸学者のつゞきのよつた力のこもつた発言の中によくつかがえる。ガントイースは『拷問に先んずるものは何か』と問ひ、つづ答える。『十分にして眞実らしき徵表である、と言しなさい。なぜならば、拷問〔自体〕からは「手続は」何も始められないからである。』ft.

cod. I. I. responso [D. 48, 18, 1, 1] に「こわれぬものなり。あなわが、徴表なべトド、おもひ推定なべトドは向ひむの撫  
臣にかかへねな」<sup>91</sup> ff. eod. I. unius § in en et I. muritus et I. fin. [D. 48, 18, 1, 18, 2, 1, 20, 1, 22] やもひ C. de falsis  
I. sicut ad finem [C. 9, 22, 17, 1] やもひ C. de questionibus I. primumet I. milites [C. 9, 41, 1, 3, 1, 8] に記されたが、  
（註）<sup>92</sup> 『まだ、ベルニルバせりて考ぐれ』。《拷問をねじたつにば、されども任意の徴表」と云ふのではな。こ。もしこ  
うのは、拷問をうける被告とは、彼が嫌疑を帶びてねら、かつ、真実のしき徴表、あなわが》——と、��けられて  
——《拷問をおこなつのがただただ不可避なり」といふ（indicia verisimilia, talia quid sola torquendi necessitas esse）と  
見なされるような徴表が先行して居る場合である。<sup>93</sup> なお、この後段のところは、純本とよびて居るガントニーベス  
の指導要綱——前節——の第三による。同上異曲の表現で、真実のしき徴表が先行するに至るが、《ばくそく  
ただ一々、拷問によひて尋ねられる由白が欠如して居るだけだと思われるような徴表が先行して居る場合である。ff.

cod. I. I., II. responso [D. 48, 18, 1, 1] に記される通り<sup>94</sup> のよう述べて居る。  
「かくにベルニルバによれば、【拷問をおこなうための事前の】証拠とは、真実らしく應用されるものでなければ  
ならぬ。あなたが、やれば、理解するにゆきよく考え抜かれよ」と、すべての人にとって、あることは少くとも  
も分別ある人にひいて極にされりといふが明らかなものである。<sup>95</sup> ところへ、となる。ベルニルバせりて考ぐれ。《古  
参の騎士と、その息子とは拷問にも、村人〔平民〕による科刑にも、服せしめられない。ただ不名譽ないことをや  
なつて勤務を解かれた者〔騎士〕せり」と。刑事案件において拷問による手続が進められるといつたためには、確  
かに信じられる徴表が先行してなければならない。以上によると、徴表はたんなる《任意の（quelibet）》もの  
は足りぬ。それは、《十分な（sufficientia）》もの、《真実のしき（verisimilita）》もの、《運ぶべき（probabilis）》もの  
の、また《確かに（certa）》やむことだ、いわゆるこずれか、もしくは、これらの性格を合わせ持つものでなけ

ればならない。」<sup>1)</sup> 特徴づけられた徵表をめぐる辯護者の弁説や、若干の論理にのこす者無かる。

まず（一）によると、徵表一般ではなくて、特徴性格の徵表に力点がおかれた理由は、何であつたか。それは一つには、バルトルスが、『けだし』かの徵表と云ふのはすぐれ、<sup>2)</sup> [D. 48, 18, 1, 10, 6] に記されているように、眞実を明るみに示せ出す (faciunt ad illuminandum veritatem) ものである。<sup>3)</sup> と述べたる如く現われてゐる。

徵表は、眞実の発見に奉仕しなければならないのである。ガントディースが次のように書くのは、「の」とをやや敷衍した徵表といへる。『われわれは一般には、賢い裁判官は何かの罪で訴えられた者にたゞしてその徵表を発見する」と注意深く執着すべきである。いた教義を、裁判官たちに教示するにせざり也。なぜならば、徵表とは、他の諸証明に最も近いものであり、そして徵表とは、これば〔回かを〕証明するにことからそのように呼ばれており、眞実〔発見のため〕のあかし (demonstratio veritatis) どおり、証明の手段に他ならないものなのである。C. de probationibus I. instrumenta domestica et I. fin. [C. 4, 19 I. 5, 1, 25] に記載せるべし<sup>4)</sup> バルトルスの『査問論』の中で同様の文面をもつて、徵表とは『眞実とい証明とも、これがあかし』 (quasi demonstratio) とするものであり、眞実を発見するうえの手段なのである。<sup>5)</sup> と記してゐる。

ついで、ガントディースは、徵表が『十分にして眞実ならしめ』 ものだければならない所以について次のように述べる——「うして事態はむしろ深刻になる——。『何いかの事件にたいし拷問が実施されるのにこゝで、十分にして眞実らしき徵表が先行してくるかどうかは、断然、〔拷問〕指揮者によるて大きいに注意が向けられ、熟考される必要がある問題である。その理由は、C. de penis I. aut clavum s. I [I]. 48, 19, 8, 3] に記されゆる如く、多くの人々が、拷問の実施されるうちに、その生命を落としてしまつてお歸る事例によつて、plurique, dum torquentur, perire solent) から、」<sup>6)</sup> よつて拷問〔拷問〕にたゞして上訴を提起するゝ所も、それに続いて補償を求めるゝことがわざ

や役立たなくなる」といふにある。まあわざと徴表が存在しなければならぬ」と、つゝは、既述の諸法律に徴して、そして C. eod. tit. I. cum cognitio aliter [C. 9. 41. 3] に言われるよつて、証明されるといふのである。<sup>(註)</sup> れつきとした徴表が存しないのにもかかわらず拷問が行使され、これが原因で、生命をながらえることができない者が多く出でくる。こうして生命を失うよつたことが起これば上訴をおこなうにも補償を求めるにも効果はなくなるであつうというのが、ガンディースの、特定性格の徴表の必要について、もう一つ言わんとする事である。そして、直接徴表と関連させてではないが、師のグイド・デ・スツアリアも同じような趣旨で、拷問と徴表に関する指導要綱において、すでにこう述べていたのがここで参照されよう。《第五に、次のことが承知されねばならない。裁判官は、拷問にさして「被拷問者にたいして」次のようにふるまつよつに義務を負つ。すなわち、彼は彼「被拷問者」を決して過多に取り扱わないこと、彼「被拷問者」の告訴者が求め欲するままに頻繁に被逮捕者「被告」の身を「拷問にかけて」引き伸ばさせ釣り伸ばさせないことである。そうではなく、「裁判官が被逮捕者にたいし」拷問の苦痛を加えようとするならば、被逮捕者は死に至るまで拷問をうけてはならず、彼が無罪を享受するか、あるいは相応の報いを受けるまで、生命を水らえうる程度に、苦痛が加えられねばならぬ。》<sup>(註)</sup>

ガンディースの右のもつ一つの発言の背後にはイタリアの《慣習》が見すべられていたように思われる。それに「ヒト・リード」一、二を紹介すれば、こうである。《被拷問者によって名を挙げられた者「共犯者など」が悪しき評判や境遇、疑惑をもつ者であるとき、【略奪者や貨幣偽造者の犯罪などの】格別に例外とされた事件には属さない、他の事件について、彼は拷問に付せられうるかどうか。》この問いにガンディースは次のように答える。《法からは(de iure)、こう書ひなさい。別の十分なる徴表が先んじて存在しなければ、できぬ」と。《それにもかかわらず、慣習から(de consuetudine)、別の十分なる徴表が先んじる」となく」拷問がなされるのを、私は見た。」れについて、

ff. cod. l. l. § divus Hadrianus Calpurnio [D. 48, 18, 1, 22] が述べてある。『微表が先行  
やドードレサ、ヤムラニ懲諭等なヒトザ、巡るムルの懲諭はわざめんがな』。C. de Iustis l. sicut [C. 9, 22, 17] や  
り ff. de questionibus l. l. in princ. et l. maritus [D. 48, 18 l. 1, 111, 20] に載る所だ。しかるに、イタリアの一般的  
的な慣習か、とは (de generali consuetudine Italiæ)、曰々、我々は反対の、いふべき視し。しかし商益事件について。  
ところば、それが頻繁に起もしてゐからだ。それゆゑに、慣習が助長されつる』<sup>(33)</sup> 人々。いのうな『慣習』法  
は、ガントィースが実務家として——後代カノニスト、ヨハネス・アンダレト († 1348) は、彼を『偉大なる実  
務の人 (magnus practicus)』<sup>(34)</sup> へ呼んでゐ——知ったのであるうが、それを彼は、ローマ学識『法』と対決せらるる  
である。ただ、対決させらるるの、それの適用上の優先関係については沈黙してゐる。した沈黙は、ある  
意味で、彼が慣習の有する事実上の意義を容認していたといふようにみて取ることができるうじであらうか。

次に (1)、いのうに、中世法学者によつて微表の重要性——それは、とくにガントィースの発言に際立つて  
いた——が強く主張されていた。では、拷問に先立つて、どのよつた微表が、学説上、単なる『注意の』でなく『十分  
にして眞実らしき』微表なのであらうか。それについて見ると、一方では、上述のように、一定性質の微表が不可避  
であることを説く。他方では、次に述べるよつて、いつこつた微表を教説によつて規定づけようとは困難だ、と書つ  
る。よつて、学説はこわばアハシベーハントの懲罰を拂ひてゐる。すなわち、ガントィースは、『何ひとかが拷問を  
受けつるためには先行していなければならない』という微表とは何もあり、いかなる性格のものであるべきかを、私は  
問ふ。』と問題を出しつゝ述べてゐる。『私は答える。私のためにして、確かな方法では御へる所示する所  
にあつて、あた確かな教説 (certa doctrina) やくおいて、これがわざでない。なぜなら、私は大抵の裁判者の裁量に  
(arbitrio indicantis) 翻ねられる。無拘束しては ff. de testibus l. III in princ. 1) "tu magis scire potes" etc. [D. 22, 5,

3. 1] ハウスナウ。あたかもわれわれが加算と逕延について述べる所へドウ。ff. de diversis et temporalibus prescriptionibus l. de accessionibus [D. 44, 3, 14] やもに ff. de usuariis l. mortuorum [D. 22, 1, 32] などハウスナウ。一般的には法にもト決められたるやうでは、裁判官の裁量に残されたる ff. de iure deliberandi l. l. [D. 28, 8, 1] に見られる。ハイエ・ア・スツアリアも、徵表について、《かかる徹底的な記録も、不变の教説の正確性には必ずされねばならぬ。」と見ただされえもしない。」徵表の決定は、『すぐれて、フォーラークトある』は裁判官の裁量(willkür)の中にある。』<sup>(5)</sup> と記し、バルトルスの師といわれるヤコブ・トトリガリウス(† 1348)は、『徵表の主題については、確たる教説は必ずされねばならない。すぐては良き人々の、かねわち裁判官の裁量に残される。』<sup>(6)</sup> と記した。バルトルス<sup>(6)</sup>、および『マイヌン・ムルケル』の著者も同意見である。『しかし、そのような徵表については、確固とした規則を定めるよりは好ましくない。』そつではない、捕らえられた者や、その者の非行の特性を評価判断することは、本来的に、公正な裁判官にふさわしいことである。<sup>(7)</sup>

見られるように、何が《十分にして眞実らしき》徵表か否かの判断は、いよいよ裁判官の『裁量』に任せられ、『教説』の下に置くにはできないところ。だが、どうしてかいつて、カント・マーススの見解を見よう。彼は拷問そのものの執行方法について、まず、「拷問は必ずのように、そしていかなる制限のもとに実施されるべきか。」と問うて、こう答える。『次のように聞こなれ。それは無制限に実施されてもならぬし、また原告が要請する程度によって実施されてはならない。』そうではなく、ff. eod. l. de minore & tormenta [D. 48, 18, 10, 3] に見られるように、せむよい分別か、かゝる節度が求める程度に実施されねばならない。なぜか、次のように続ける。『拷問が重要である。——《」の点にては、確かな教説にもいへば、拷問が、拷問を受ける者の強固さや脆弱さ、またその健康と年齢がどうであるかによつて判断をしなければならぬ。』や、『【被

説 6] 人格の多種多様や、罪の多種多様や、あらざは他の事情のやう性格に基いて、あるじき  
がちかくない状況を用ひるべく。リボウリスムが考慮に入れたればならぬこといふば、[ローマ] 法に徴して證明  
われぬといふやうだ。ff. de re militari I. III § fin. [D. 49, 16, 12!] わゆる ff. Ad Silianianum I. si quis in gravi in  
princ. et § subvenitur et l. I. § imputeri [D. 29, 5 I. 3 pr. u. § 6. I. 33] は既にわゆる「<sup>(第)</sup>」に主張われてし  
まつたが、被告の身分その他の境遇であれ非行の種類や非行の状況であれ、裁判官が直面せねばならなかつた、それら  
に見いだされる《多種多様》(varius)の問題である。<sup>(註)</sup> いのりが徵表についてもあつた。例えば被告が生  
活をねこなしておいた場所や、徵表によつてはねが、それについてかハド・イーストは「<sup>(第)</sup>」。《裁判官は、犯罪に  
よつて訴えられた者が暮らしておいた居所や土地に意を注がなければならぬ。なぜなら、土地の相違や多種多様を  
にむけて、異なるた推測が可能となるからである。C. si mancipium ita fuerit alienatum I. I. [C. 4, 57, 1] わゆる ff.  
de penis I. aut facta § evenit [D. 48, 19, 16, 9] に見られるやうに、<sup>(註)</sup> いへども《多種多様》を考慮すると、つい  
とば、彼が《查問と拷問》に關する指導要綱(前節二)の一つだ、「第一」に、次のことが注意されねばならない。いか  
だの犯罪についてか、どのよつた原因に起つてか、おだいがなる人物についても無差別(= multiverter)查問・拷問  
の手続】をおこなつといふのが「ではない」と述べたところを敷衍したものとする。

《多種多様》にたずする配慮は、法学者の教説の指示に基づいてはできなほし、およそ《多種多様》をいふ  
じく含み込んだ教説を提示するには不可能だ、というのがガンディースが暗示するやうである。そのことは、  
立法においても難しこ。後代『ペーベルク刑事裁判令』は領国の裁判官——学識をもたらす者を含め——に向かい  
て指示する。《非行の疑惑および徵表についての後に規定される諸箇条から、本令中に名をあげられていない諸  
場合にはこゝでは、類推がなせぬぐれ。その理由は》——と、一連の続ける——《疑惑あり、かつ、嫌疑ある場合およ

「ひ情況をすべて記述するいはば不可能だからやあね。」(Art. 31)<sup>o</sup> となれば、残る方法は、『類推がなされるべし』<sup>o</sup> と命ぜられるよう、規定のない事項については、裁判官の実務における『裁量』に委ねられることになる。

といふや (ii), 裁判官の裁量は、『十分にして真実らしき』微表の有無の判断にあたってだけに働くものとされてゐるやあらうか。実は、それによると、およそ証明の手続において基準的な役割を果たすものとわれてゐる。しかも、ガントニースが述べるよつて、微表の立証は、いの証明の一部分として位置づけられる。『すなわち、微表は、C. qui testamenta facere possunt I. hac consultissima & deinde [C. 6, 22, 8 pr.] 』<sup>(1)</sup> “indicia” etc. と見えるように、明晰な証明の一部分である。バルドウスは C. 4, 19, 25 のための私義において、犯罪の証明は四方式によつて——すなわち《証人によつて、典拠つまり文書によつて、疑う》とのできぬ微表によつて、光よりも明らかなる論証によつて——おこなわれるべきとしたつて、いふ続ける。《それゆえに、次のことに注意しなければならない》。刑事案件における証明では、法律は、一定の、卓越した程度において、明晰な証明を (claritatem probationis) 求めている。すなわち、この程度は、民事件よりはるかに大きいのやある。<sup>(2)</sup> 明晰な証明はとくに、書証とともに、否むしろ書証以上に、証人による立証に求められたことは疑いなかつ。とくに刑事案件においては証言が優越した地位を有した。これをジャン・フィリップ・レヴィは次のように説いた。書証に重きを置いていた「ローマ〔法〕の証明と、中世學識法の証明との間の違いを最もよく説明するのは、[兩時代の] 社会的条件〔の相違〕、とりわけ〔中世における〕偽文書の横行、また〔中世においては〕公証人制度が未だ不十分であり、何より読み書きのできる人々が少なくない」と、である。<sup>(3)</sup> この意味で中世においては証言が優位していたのだが、その場合バルドウスによると、証人が陳述にあきだつておなう『証人宣誓の方式』は次のようであつた。《私〔証人〕は、私がそのために現在出廷をし、そしてそれに関してやがて尋問を受けるであろう事柄について、当事者それぞれのために偽りのない、かつ

飾らない真実を陳述する」というものである。

参考までに、(1)した証人証明について法学者たちが書いているのをいくつか摘記すれば、次の通りである。《論入たちは刑事裁判官の面前に「自らが」出頭しなければならない》・《生ける声による証明 (probatio vivae vocis) は、死せる声によるそれ [つまり、書証] よりも価値がある》(チーノ)・《第一に、次のことに注意しなければならない。当事者は告訴を取り下げるといえども、しかし、裁判官は、犯罪が罰せられるために、彼の職権の名のもとに、かの告訴に関して真実を調べる》(レオナルド)・《の一件事から、私は、かつて論究した検問論において、こう述べた。原告は証人を出廷させなくてよいけれども、しかし、裁判官は真理を尋ねるために (ad inquirendum veritatem) 彼の職権によって証人を出廷させつる》・《さらにそれ以上に私は、こう述べる。どのような刑事案件においても、裁判官は、既存の】証人たちが口を開いた後ですら、彼の職権によって新たな証人を受け入れうる。【被告を】攻撃するためであれ防衛するためであれ。》(バルトルス)・《裁判官は、証人の陳述を検証に服させねばならない。証人の陳述にどの程度の信用を置くことができるかを、一層よく知りうるために。…さらに、生きた声と審判者【裁判官】の鋭敏な注意深さとが、真実の探求の点で (in excutienda veritate) 最大のものをもたらすであるう。》・《裁判官はより多くの証人をえようとする必要はない。かえり、しかもしては、数の上により少ない証人を求めることが可能。もし、裁判官が彼ら「少數の証人」の証記に、真実の光が宿っている」として認めうるならば。》(ルーカス)・《証人に関するすべての情況【例えば、風評など】について、裁判官は職権によって、良き評判の人々の証言に基づいて、調査をすべき」といふ、あなたは注意を向けよ。》・《証人は書面によつて証言をおこなうか。否、と言ひなさい。というわけは、裁判官は生きた声を聽取すぐさぢある、」のよべにつけ、「誰人は」首尾一貫したといふが、前説したといふも陳述しうる。I. de minore, § tormenta, de q. [D. 48, 18, 10, 3] に見えるよう。》(バルビウス) など。

さへ、」のように一端を示した、証人による証明をめぐる法学者たちの意見には、とくに右記バルトルスの見解に知られるように、当事者による立証に必ずしも依存しない、裁判官独自の、真実発見の志向が見いだされるのが注目されよう。微表の存否の証明もまた、証明手続としては、別種の証明ではなく、こうした意味の、証人による証明の範疇にあつた。例えば、バルトウスの弟子、パウルス・カストウレンシス<sup>(4)</sup>は「う語つて居る」。《」のようないわゆる微表は、同一の微表について証言をおこない、かつ推論をなす共同証人たる、一人の証人によって証明されねばならない。」<sup>(5)</sup>後に、『パンベルク刑事裁判令』も言う。《拷問がおこなわれうる根拠たる十分の微表はすべて、十分なる証言について定める第七十四条に記されているように、二名の良き証人によって立証されるべし。》ただ、《非行の主要事実(hauptsach der missat)が一名の良き証人によって立証されるときは、」の証言は、《半証言(halb weisung)》と称して、《十分なる微表をなす。》とされる(Arl. 30)。『ライエンショピーゲル』が、《確かに、真実は二名の証人によって証明されるが、しかし二名の信頼に値する証人が述べたことは、被捕囚者にたいする微表となり、こうした疑惑(argkwon)は拷問のための一微表となりうる。》と書くのも同趣旨のものである。」に《真実》とは、《非行の主要事実》——バルトルスによれば、《犯罪そのものについて》の事実——を指していよう。

そして微表の立証を含む」のような証明において、証人の証言における信用性は、裁判官の裁量に依存した。次の幾つかの発言を参照されたい。次のことに注意せよ。【当該】証人「の証言」に信頼が与えられねばならぬか、それともそうではないかは、裁判官の職権(justitia judicis)に委ねられる。しかしながら、文書は、上訴事件においては検査を受けるので、「証言よりも」安全であり、」のため、証言の信用性が制限を蒙る疑惑ある事件については、裁判官は、「文書によって疑惑を明らかにならしめる。」(バルトルス)、《それゆえに、証人にどの程度の信用が付与されるかどうかは裁判官の裁量に委ねられる」とは、理由のない」とではない。(ルーカス)、《証人にどれだけの信用が付

即ちそれが「あか、それとも付与されるべきじないのかば、裁判官の裁量に委ねられん。」(ベルトウイア)<sup>(25)</sup> ベルトウイアは  
裁量に基てかわるをえない理由について C. 4, 20, 18 のだめの注釈において、いつ指摘する。《第一》に、次の「こと」が  
考慮されなければならない。推論や証人の信用性について、役に立ち、確かな規準 (veru et certa regula) を教示する。

ることは不可能である。その理由は、人間の多様さや事柄「訴訟事件」の複雑さにあり、また証人の信頼性の識別し難さにある。<sup>(四)</sup>被告とその事件の《多様さ》や《複雑さ》が証明規則の作成を困難にさせ、裁判官に裁量の余地を残すのである。

ヨーテ (ex omni genere probandi) 真実を究明することを考えなさい。これにたいして、一種類の証明による」とであるが、その真実が「一種類の証明によることだ」ふさがれてしまつからである。」のような意味で》——ど、」——<sup>(25)</sup> 続ける——《裁判官の思考は、縛りつけられる」とがあるてはならぬ (mens judicandi non debet esse ligata)》 真実は一つの方法でなくて、多様な方法によつて発見される。多様な方法とは裁判官の思考が何ものによつてか——教説によつても——束縛を受けないところに見いだされる、といふのである。これが、真実の発見との関連でいう、裁判官の裁量を意味する。<sup>(26)</sup> ルーカス・デ・ペンナが次のように述べるのも同様の見解を示してゐる。《なぜならば、明白な徵表によつて証明はなされねばならない。徵表が事実の性格を知らせてくれ、徵表から、賢明なる者 [裁判官] は判断し、理解し、論証し、探求し、そして推測がなされる。》《これらの」とこゝにて、確かな規準は与える」とができないがゆゑに、不可避的に、事柄は、裁判官の裁量に残されざるをえない」といにならう。

## 四 風評

《微表 (indicium)》は「語源的には」*対立せしもの (indicando)* から、やがてせられた。したがって、「微表」とは真実を証明するための指示である、手段である。C. de adulteriis 1. si qui adulterii [C. 9, 9, 33] やもろ ff. de prescriptis verbis I. solent [D. 19, 5, 15] に述べられており、微表を定義(セリフ)のはがきトマーペでもある。<sup>(註)</sup> また、ゲイム・ト・ペントラコトによれば、《微表》は「詐語の下位にあるが」詐語に最も身近だ (der beweisung am nächsten) もの。そして【詐語】と同様、真実を指すものであり、断罪証明の援助、もしくはその強化である<sup>(註)</sup>。ヨーロッパ、中世法学者によると、した微表が論じられるときに決まって取上げられるのは、被拷問者の日常生活のうち方である。学説においてよくに《文獻》とともに表われてゐるのである。

ガンハルト・マーベスは《文獻》について述べる。『それゆえに、熱心な裁判官は、罪にまつた却捨され拷問によつて責められる者が、よりよつぱん人々と共に、やがてどもよつた場所において文獻をねりばへんとする (conversabatur) かを発見し、探求すべし』。要しや文獻が、文獻の要しや微表なのであるから<sup>(註)</sup>。ff. de administratione tutorum 1. sed plures § assidue [D. 26, 7, 3, 2] に記されたもの。なぜなら、要しや文獻から、良やくへやくらむ悪徳の人へいたりかからぬ。ff. de edificio editio 1. ediles § Pedius 1 "aleator forte" etc. [D. 21, 1, 25, 6!] やもろもへり。因つゝとは——ヒカルト・マーベスは述べ——《文獻》の間に、人は誰つか、世體 (consortium) によつて樂しみを貰ひだすふとに付された存在である<sup>(註)</sup>。その《文獻》——トコベントレバから——の幅やねのだが、ちいさく、イム・ト・ペントラコトが取り上げておいたよつて、十六世纪の羅馬哲はそれを「表わしてこな」。人は誰しも、運命

説

は自分の周りに、また自分の傍に仲間 (gesellschaft) やつてのを兼ねるような本性をもたせられたて「<sup>(註)</sup>」。いに表わされているのは、へその人の仲間を見れば、その人は早いことじついた概念である。バルトルヌの回しもへじ、「<sup>(註)</sup>」拷問によつて責めたてられる被告が、どんなふうに、またどのような場所で交際をもつているのかについて、あくまでのことを熱心に発見するようにならなければならぬ。懲しき交際が徵表をさし示して「<sup>(註)</sup>」 (mala conversatio purit indicium) へやむにせ。』と述べて、かの『哲学者』の言葉とこうのを引いてゐる。

『<sup>(註)</sup> 交際』の意味をその「<sup>(註)</sup>」にて、『conversation』は元来ローマ法上の言葉でもあつたが、それはすゞに古く、異端対策と関わつて、教皇ルキウス二世の教令（一一八四）やクレアリウス九世の文書（一一三一）において、『生活および習慣のうえで信徒共通の交際から (a communis conversatione) 離脱している者』としての文言において述べられてゐた。これから憶測する限りでは、へんに、信徒のための教会の司牧に関わる言葉として用いられてゐるような印象を受ける。交際からの離脱者が異端者の疑いで通告されて審問の対象になるというわけである。交際と同趣意の言葉と思われるものに『親交 (familiaritas)』があり、ガンドィースはこの言葉を、審問の手続における証人尋問について述べる中で使つてゐる。『再びもし証人たちが「裁判官から次のことを尋問されるとき、すなわち」かの者らのむひで彼[被審問者]がいのよつにして悪評ある者であるとわれてしむることをじつ知つたのかを審問されるときは、以てのように答えるべし。彼ら[証人]はかかる者らが彼[被審問者]と親交を避けぬのを田撃した、と。そして、彼ら[証人]は、かかる者らが「<sup>(註)</sup>」と「被審問者が親交を避けゆ」とを耳にした、と述べる〔べ〕。XXXVIII. a. l. c. sepe [Grat. II 28, l. 12] に書かれてゐる。』からば、近隣の者らが親父を持つむしらない者がとかく悪評を被り易かつたる人が、うかがえる。

」のように、『親父』に外れた者と悪評どが関係してゐるのと同じように、『父監』とは、別の相葉でござり、次の

ガンディースやベルトルスの発言からも推察されるように、『風説 (fama)』も書籍に等しい。《裁判官は、当該の者の以前の生活、その者の名声や風評、やがてにの者がどのような生活をねりたことのよだ習慣を作りあげていたのか、また犯罪の性格、を考量してゆく》『[裁判官は] 当該の人間の名前、良き風評悪しき風評、それに市内におけるその者の風評や世評 (opinio) がじかなるものなのかを見つけだすように努めねばならぬ』<sup>(3)</sup> また『ベンベルク刑事裁判令』には、八項目にわたる『あらゆる非行に関する一般的な疑惑および微表』が挙げられている。うちの第一番目の微表項目として、『被疑者は、彼なら当該犯行を犯しかねないほどの悪しき説判と噂とを帶びた (von posen lehnt und gerucht)、無鉄砲で軽率な人間なりや、否や』(Art. 32) が取り上げられており、そのむ、ソリド法典においてよいであら。

ガンディースは『犯罪論』の Quid sit fama. Rubrica. において冒頭いつ述べて居る。『[いわゆる] 上述で、このようにして、告訴、通告 (denuntiatio)、懲罰および抗弁を喰ふ』、犯罪が認められるかしないかが問題だ。『おや、いつ犯罪は公知たるもの (notorium) となるのかについて、どのように探求されるかを吟味する』ことが残っている。しかし』——と、続ける——『犯罪の公知性について知識を得るにはまずわへて fama, infamia, presumptions および indicia の探求が進められねばならぬ』<sup>(4)</sup> こうして彼は、最初に、『fama とはなにか』を問うのである。『のうに』『fama』は、公知たる犯罪とは何かという別個の大きな問題を追究するうえに必要な一前提問題と位置づけられていた。カノン法において当初、『fama』や『notorium』の「懲罰が課せられたのにたゞして、十一世紀後期以降次第に、やしてとくにインノケンティウス一世時代からはじまるが、それが区別される」<sup>(5)</sup> ガンディースは D. 50, 13, 5, 1 に見える『existimatio』の定義に依拠し、『existimatio』や『fama』に置き換えたうえで、『fama』は『風説と法律』によつて是認され、決して剥奪されるとのない、毀損されていない地位の状態である。』と述べた。以下彼は、

説『fama』の反対論<sup>(1)</sup>された『infamia』(《infamia すなはtama の奪取 (privatio) ドルセロ》) や似たる『fama』の問題を全五章で、それ自体として詳細に論じ、次いで『噂 (rumor)』——噂は『風評よりも、少なくしか [何かを] 証明しない。』——に触れた後、犯罪の公知性の論及に移る。」の論及の最後で彼は、『世評 (communis opinio)』——彼によれば、これと『公然たる風評』とは『効果において同一』であった——と『公知性』とを次のようく区別する。

世評は『ただ、過去をして遠い過去に由来する』が、公知性は『現在に、あることは〔現在に〕最も近い過去に由来する。』また公知性は、『証人によりて視覚に基へて (per testes de visu) 〔如何に〕証明できるかの』だが、世評はそのようにしては証明不可能なものである、と。噂と風評との違いは、いつである。風評は『近隣共通の評ひ』であるのにたいして、噂は『少数の人々が何がある知られたことを、公然と述べるときに』発生する。

本稿は、『風評 (fama)』そのものを問題にしようとするのではない。捜問をおこなうのに必要とされる微表の問題との関わりで必要と思われる限りで、——の指摘に留めたい。ただその前に、『風評』の存在が『裁判官の職権に基づく、審問による (per inquisitionem officio iudicis)』手続を導いたことだけは、以下で、多少触れておきたい。

チーノは言つて居る。『それゆえに汝は言つべし。公知たることを証明するには、半完全な証明（言い換れば、一人だけの証人による証言）を生じさせるような方式による」として足りぬ、と。したがつて——と、彼は述べる——『もし、これ「公知たる」と、から風評が発生するならば、その限りで、風評の発生を証明すれば足りる。審問の手続に進みうるのにせよ』——のでは、風評が公知たることから生じる場合にかぎり風評の証明は半完全証明で済むとするが、いずれにせよ、風評が存在するときは、審問の手続を進めうる契機になるのである。バルドゥスは犯罪の公知性と審問との関係について述べる。『簡単に言えば、審理せかゝるよつてである。』[ローマ]市民法によれば、規則上は、公知たる犯罪以外の犯罪については (nisi de crimine notorio)、審問の手続は容認されず、また進められえ

ない。』続けて述べて。『他の方法 [によつて] 詐問の手続が進められる場合] につけば、私は十分には言えないが、少なくとも推定によつて述べる。すなわち、公然たる風評が知らせるといふこと (fama publica deferente)、あるいは、公官に通告するといふによって (officiali publico denunciantre) [詐問の手続は進められる]、と。』<sup>(1)</sup> バルトウスによれば、審問の手続は、公知たる犯罪であるにもかかわらず被告が否認する場合にかぎつて実施される。しかし、<sup>(2)</sup> も、『公然たる風評が知らせるといふことによつて』審問の手続がねこなれるという、かつてインノケンティウス三世が一九九年五月サンス大司教に与えた書簡 (Comp. 3, 5, 27) <sup>(3)</sup> に見いだされた、カノン法上の手續が、カノニストでもあつたバルトウスによつて引かれていたのに注目しておかなくてはならない。

ガンディースによれば、反逆罪や背教者・異端者の罪、それに、偽証などあらゆる形の詐欺・虚偽の事件が審問の手続に付される。<sup>(4)</sup>『ボローニア市ポデスタ条例』(一一八八年)には、殺害、夜間犯行、誘拐、公務その他における虚偽事件、男色、プロトヌミナルな犯罪者やその悪評のある者、偽証、都市の公館で嘲弄し侮辱的発言を弄すること、司教館における犯罪、軍律違反などがとくに名を挙げられてゐる (Iiber W. Rubrica <sup>(5)</sup> III)。ともあれ、ガンディースが審問の手続に進みうる場合の一につき、『悪評者にたいして [当事者による] 立証手段がないとき (quando infamatus deficit in probatione)』を挙げていたように、風評が審問の対象とされていて、のみならず、重要なのは、彼が右に掲げていたわざわざの罪の場合でも、審問の手続を進めつつ要件をまわむつて、『被審問者が、その罪について悪評を被つてゐると、すなわち、彼が罪ある者だという、公然たる声と風評とが上がつてゐること』に求めた点である。右の『ボデスター条例』には、ポデスター、あるいはその代理人たる裁判官は、『正規の証明によつて、あるいは推定、または風評によつて [審問を] 進めうる』<sup>(6)</sup> とあり、また窃盗、その他の諸犯罪について『悪い風評の人物』にたいし『審問権 (arbitrium inquirendi)』を有すべしと見える。最後にバルトルスによれば、『犯罪 [の存否]』につい

て一般糾問をおこなうためには、犯罪をめぐって風評があればそれで十分である。』それと同時に、犯罪者についても、彼の風評が存するならば、特別糾問に入るために足りるとされる。

さて（一）、風評は、何びとかの悪意に由来せず、良い評判をもつ隣人の間で交わされているものでなくてはならない。ガンディーヌスによれば、『審問の手続における』悪評の証明に関しては、良い風評にある「一名もしくは三名の証人で十分である。』<sup>(註)</sup> というのは、証人の数を増すことができないときは、一人が十分である。 *H. de testibus 1. ubi [D. 22. 5. 12.] に語つよう。(註)* バルトルスによれば、裁判官は、次のこと意を注ぐべきである。『吟味の加えられ対象者が、悪い境遇、および悪い風評の人間であるかどうか、そして、」のことが、悪意の人々からではなく、あらゆる異議に超越した、注意深く分別ある人々「〔の証言〕」に源を発しているか、どうか。』それゆえに、評判を立証する証人の陳述は、」になる。『しかし、誰か「証人」が、公然と話されているのを聴いた、と述べたときは、どうか。答へは、「それだけでは」十分ではない、となる。』<sup>(註)</sup> というのは、一人の人間「のみ」が公然と述べる、ということもあるから。したがつて、「証人は」次の」とく陳述しなければならない。私「証人」は、この都市の大多数の人々によつて「被告の風評が」公然と話されているのを耳にした、と。』<sup>(註)</sup> に見られるように、風評のでじる、と、風評そのものの存否とは区別しておかなくてはならない。バルドウスも同様に次のように語る。『しかし、第四に、良き人々が一致して信じる」とのものを、考慮せよ。それが風評と呼ばれる。』<sup>(註)</sup> 『したがつて、風評を証拠づけるためには、風評は粗野であつたり軽率なものであつたりしてはならない。眞実と信じられる」と、および眞実と信じねばならないことの他は、何とも述べようとは思わない、品行方正で尊敬に値する人々のもとで立てられている風評でなければならない。』<sup>(註)</sup>

後年クラールスは、良い評判の人々から由来すべき風評について、そうではない人々に由来する風評の場合をも例

示しつつ、興味深いつづ記している。《風評は、悪意ある人々からでなく、品行方正なる人々から、然るべく信頼に値する人々から出るものでなければならない。あるいはすべての人が認めるように、有徳の人々に起源を有しなければならない。それは、不道徳な事件について訴えが起こされたのではない場合のことであることに注意せよ。すなわち、不道徳な人々に起源を有するような、輕蔑されるべき風評が問題となつてゐる事件ではない場合のことである。》——「れにたいして、トクラールスは続ける——『たとえば、女郎部屋で起きた事件について (de re turpi) 訴えが提起されるときは、普通「女郎部屋という」そういう場所で交際をおこなつていな博士や騎士からでなくとも、娼婦とぜげんとかりでも、評判はその起源を持ちうる。やがてまた、もし賭博かるたや詐欺サイコロ「や起きた事件」<sup>(18)</sup>について (de chartis vel taxiliis falsis) 話えがなされるときは、遊技者や詐欺師から、評判はその起源を持ちうる。》ともあれ、風評のドゥルヘ——《源 (origo)》——に、学説は相当の配慮を示してゐたわけである。バルトルスが次のように述べるのは、風評の起源の正当性といった点に注意を喚起しようとしているようである。《そして風評が、それとして独自に、疑惑か (ex suspicione) 発生するといふのは、疑惑の正当な根拠 (justa canusa) がこのような風評や噂に先行する場合に、そうなのである。他の場合には、いわした疑惑が先行している間だけしばらく、この風評が働いてゐる。》したがつて「考慮されるのは、〔風評がそれに基づいて〕徴表であつて、風評それとしてではない。」ガンディースは審問の手続において進められる悪評の証明について次のように書いており、これはも風評のでじうるに注意が向けられてゐる。悪評の存在を立証すべき少くとも二名あるいは三名の証人は、《かの〔被審問〕者がかくかくの犯罪について悪評を被つてゐると陳述すれば、それで十分である。そして、もし〔裁判官か〕尋問を受けたならば、誰かのもの (apud quos) 「かの者についての」かの悪評が存在してゐるかを語るべし。誰らのもとで「存在してゐる」かを語りえないないばれ、〔当該悪評について〕有用なる根拠を差し出しているとは見なされ

説な<sup>(23)</sup>『ベンベルク刑事裁判令』は、《かかる類しの評判は、敵対者たち、あることは軽率な人々からではなく、不偏不党の、信頼に値する人々からしてたるものだるべ》(Art. 32)と記す。評判が他の評判の良い者、しかも比較的大勢の者によつて立証されねばならぬ」といふのは、ガハト・マーテスが次の文章で示くように、カノン法に知られていた証明方法であつた。《風評の証明のために》 Extra de accusationibus c. qualiter et quando [Greg. 5, 1, 24] に見られるように、あらゆる異議を超越した、分別のやむ品行方正な人々が引き入れられうるべし、モアヌグモア<sup>(24)</sup>。しかしまた、次のように、カノン法源とあわせて、ローマ法源も少なからず引用されてゐる。《それゆえに、古老や、尊敬に値する、おた品种の方正の最も評判に倣ふ人々が》のようだ評語に示された入れられねばならない。ff. de legis 11.

I. cum pater & rogo et l. cum quidam [D. 31, 1, 77, 25, 1, 24] や Extra de testibus c. licet ex quadam [Greg. 2, 20, 47] に附された「」の様式の手続を進めるといふが、どちらは明るかである。モアヌグモア<sup>(25)</sup>のせ、ff. de testibus l. III. § ideoque divisus [D. 22, 5, 3, 1] なども ff. de fide instrumentorum l. fin. [D. 22, 4, 61] に取られるように、疑わしい場合にせりのやつは、「評判良き」境遇にある人々に、より大きな信頼が寄せられるからである<sup>(26)</sup>。」のようには、少なくとも風評にてこゝれが証明手続きの問題に属するようになったのにば、中世法学者の、ローマ法およびカノン法の双方にたいする取り組みに迷因してゐる。ローマ法は古学あるいはカノン法のいすれかに単線的に求める——カントロヴィックの中世イタリア法におけるローマ法、むしろ後期ローマ法的起源を極度に強調する——といつた考え方には隨ひてゐる——「とはできないであらへ。」これはともかくとして、右の引用の最後の文章で述べられる命題と関連して次のことに注目しておきたい。風評にてこゝ人々の間で意見が分かれるときは、バルトルスの次に掲げる文章に記つて、風評の証明者——これらの者は事実上、少なくとも部分的には、風評のよい人にして、風評を流布おせしる者——と同じ人物でもあつたから——の人となりや否否、これに由來する信用度がものをこゝた。《風

評が、一方の側からは肯定的に証明され、他方の側からは否定的に証明されるときは、証明はより大きな価値のある証人たちに(*testibus dignioribus*) 依存する。もし証人たちが「一方と他方との」同じ価値を有しているときは、真実しさのより大きな推定から現われた風評の方に依存する。また、《場所の違いによって正反対の風評が証明されるようなときは、「正反対の」証明が「相互に」同等の価値をもつ場合ならば、いずれ「の場所における証明」も信用が置かれない。そうではない場合ならば、証人たちの性質(*qualitas testimoniū*) が吟味される。<sup>(3)</sup>

(二) ガンディースは風評の効果についてこう述べてポデスターの注意を呼び起こしている。《しかし、判決を提議するときは、ポデスターは次のことに用心しなければならない。ただ彼の裁量だけから、確信「だけ」から、あるいは一人の証人の陳述から、あるいはただたんに風評から(*ex sola fama*) 有罪の判決を下さぬようにするべきである。判決を提議するのについて、上で述べたように、ポデスターが法律に注意しなければならないときには。》ガンディーは、<sup>(4)</sup>スは、うした法律つまりローマ法文を八つも挙げるが、これらがポデスターの裁量を制限づける根柢ともなっている。右の発言によれば、風評によっては有罪判決は下しえないことは間違いない。では拷問に進みうるのに、風評はどれほどの意義を持っているのであらうか。これに関して、バルドゥスは、《単独の風評(*sola fama*) は拷問をおこなうのに十分ではない。》と述べる。ガンディースは次の「とく」これほどはつきりした言い方はしていない。《次の通りに言いなさい。カノン法によれば、」Jのようないく風評の証明は半完全な証明を(*semiplenam probationem*) もたらし、一人の証人の陳述に匹敵する。上で見たように [Greg. 5, 39, 44]、半完全な証明から、一人の証人の陳述からと同様に、拷問の手続が進められる。単独の風評から拷問の手続に進みうるというのも正当なことである。》しかし、《これにたいして、[ローマ] 市民法によつては (*per iura civilia*) 反対の」とが述べられうるであろう(*possit dici*)。すなわち《むしろ、風評の他に、別の微表が存在する」とすれば、拷問の手続に進みうるのに何らの疑いも存しない」とい

説なるつ (nulla esset dubitatio)<sup>(西)</sup>』カノン法では風評が少なくとも半完全な証明としての意義を有したのにたいして、後代パウルス・カストゥレンシスも《ローマ法の一規則によれば》として、こう述べる。《[風評は]完全な証明も半完全な証明も生みださない。そうではなく、「すでに」実現された証明に加わってこれを補完する「に過ぎない」のである。》

右のガンディースの発言は、次もそうであるが確かにしさか含み声の感がするものの、しかし趨勢としてはバルドゥスの所論の方向にあるといえよう。《それゆえに、次のことが至当である。単独の風評がそれ自体では、他の証明なくしては十分ではないときは、[当該] 風評によって強固なものにされる別のもの〔微表〕が、そして、原告やコムーネにとって役に立つ別のもの〔微表〕が、風評の他に存在して居ることである。したがつて、もし、風評の他に、[当該] 風評によって強固なものにされる別の微表が存するのならば (preter famam esset aliquid)、拷問に進みうる」となるう。》<sup>(西)</sup> 含み声のガンディースにたいし、風評に基づいて拷問は加えられうるや否やを正面から問うたグイド・デ・スザリアの見解はもとと明瞭である。彼はまず、風評はそれが一人の証人によって証明される限りでそれ自体拷問の根拠となるとする考え方を取り上げた後で、こう述べる。《しかし、眞実はその反対である。すなわち、風評だけでは、何よりも弱みを伴ない」と「つまり、拷問によって」尋問を受けるには十分ではない。というわけは、風評は、弱々しく、価値少なく、不確かで、それに無思慮なものであり、たやすく誤認することのできる「ために信用の的ない」ものだからである。》風評は《で、ち上げられ捏造されるもの (ein erdicht und erlogen ding)」に他ならないときがあり、《それによって、裁判官や他の役人はしばしば誤りをおかして欺かれて、その後で恥じらねばならぬ」ということが生じる、と。まさに、風評の一本質をついた発言といえよう。かくして、風評の他に微表を要するのである。《ある別の微表が生じ、そして風評が「一人の証人の陳述を通じて」証明されるときに「初めて」、そこから十分な指標と微表が生まれ、これに基づいて、捕らえられた者を、拷問によって (mit penitlicher frag)

追及する手続に確実に入りうる。たとえ、風評それ自体は一徴表たるのに十分とは評価されないといえども<sup>(1)</sup>、少しだ、別の徴表の存する場合の一例をガイドによって紹介すると、次のようである。《ある者が打ち倒され、あるいはのみならず殺されて、セムプロニウスがそれをおこなつたとして風評が立つとき、それ〔風評〕と並んで、ある者が、被告が、殺された者と不快な関係にあつたこと、および<sup>(2)</sup>の〔殺された〕者と敵対していたことを陳述する場合には、[拷問に入るのに十分な] 大きな推定がもたらされる》

さて、ガンディースあれバルドゥスであれ、《単独の風評》とされるのは、後に『パンベルク刑事裁判令』が次のように『疑惑断片 (argkwenigen Leyl)』と呼んでいたもの一つに相当して<sup>(3)</sup>よう。《かの [Art. 32 に述べた] 疑惑断片は単独にしては、拷問が用いられるために必要な、確たる徴表としては十分ならぬ。》(Art. 33) と。ガンディースはこうした、いわば疑惑断片として、《賢明なる裁判官は、罪に問われたる者 [加害者] が、殺害されたる者、あるいは危害を被りたる者と反目していくかどうか、調べなければならない。》に沿って十一の断片を挙げていふ。第十一番目の断片が風評に關係する。《かの犯罪をおかしたという、あるいはおかせたという、公然たる声 (publica vox) と風評とが存するか、どうか。》この他の徴表は、以下の通り。《被告は、危害を被りたる反目者と [当面] 友好關係を取り結んでいたかどうか。》・《危害を加えたる者をそれと知つて自分の家に受け入れたかどうか。》・《犯罪者が捕らえられぬように助力をなしたかどうか。》・《犯行が起きた家屋や場所から逃したかどうか。》・《犯罪の現場で、他の者によつて捕らえられたか、それとも捕らえられるのを防いだかどうか。》・《前述の者らの間で、暴力的な言辞を、先に放つたのかどうか。》・《当該犯罪が起きないよう何らかの手をうつたかどうか。》・《犯罪者ははつきりした場所に潜伏していたことを知つていたかどうか、また、これに関する尋問を受けたときに、何も知らぬいと述べたかどつか。》それに、《別の犯罪を他の時に、当該被害者にたいして、あるいは別の人物についておこなつたかどつか。》

ていたかどうか》である。」の最後の徴表に関連して、バルトルスも過去における生活方法を、徴表の一つとしている。これら諸徴表の存否をめぐる立証は証言によったことは、既述（前節三）の通りである。バルトルスが諸徴表を挙げるなかでこう述べるのも、」の一例である。《おがされた犯行について、それが路上において起きたのか、夜間に生じたのか、公然たる声や風評は存したのかどうかについて【証言をるために】、犯行がおこなわれた場所の証人 (testes loci) [立証] を「裁判官は」採り上げるべ」<sup>(15)</sup>。とおれ、右述ガンディースの見解によれば、被告の犯行たる」とを提示する《公然たる声と風評》が、被告を拷問に付すのに十分でないときは、ほかにこういったいづれかの徴表が存するならば、これを加える必要があつた。

」のように風評という徴表を含めて諸徴表をできるかぎり集める」と、しかもそのことが真実の発見に役立つ、といった考え方ば、バルトルスやバルドゥスの所論によくあらわれてゐる。《犯行の真実 (veritate delicti)》を探り出すのにについて、確信を築きあげるために、注意深い裁判官は、申し立てられた数多くの」と【証言】から、徴表を収集する (indicia sumere) 」<sup>(16)</sup> ことができる。(バルトルス)。バルドゥスは C. 4, 19, 1, 25 の注解でいつ述べる。《そして」の」とから、法律によつて疑いないものこそが裁判官にとって疑いないものであるべきである。not. infra, de peri. iii. 1. si tutor に詣うようつに。それゆえに、こうした徴表が裁判官にとって論証となる。他の場合には、裁判官に疑いを惹き起させる。というのは、徴表は疑いないと呼ばれてこそ徴表だからである。しかしながら》——と、彼は続ける——《法律によつて是認されたような徴表は存しないが、代わりに裁判官の疑惑を生ぜしめるような徴表であるときがある。しかし、一緒に集められたもの (simil collecta) [証言] が真実を導きだすと、こうのは、疑いえないところである。拷問具によつて取得された自白における場合が、その一例である。すなわち、その自白は、それ自体によってでなく (non per se) [自由を] 固持しているとか、風評が存するとか、起きた事実の真実らしさとか「ところ

た状況】によって、あるいは、他の諸手段に基づいて、疑いえない程度に真実を導きだすものでなければならぬ。』(三) 風評に関する事項は変わらない。例えば、ボローニア出身のバルトロメーウス・サリチエート(1412)は、「こんなふうに述べる。『しかし、むしろ』した悪評を被った者(difamatus)が、二年来善良に生活し、良き声望や良き交際・風評のもとにあつたことを証明するならば、彼にたいして証明された、かの【かつての】悪い評判は、彼にとって何ら損害とはならず、全体として、『悪評の』疑いは晴れたものと見なされる。』(四) 」のよう、悪評といえどもそれだけで直ちに非行の徴表とはなりえず、悪評者をめぐって他の状況が存するのならば、それをも、徴表有無の判断の中に加えねばならなかった。

(三) ガンディースによれば、風評が、拷問の手続に入るのに十分でないときは、諸々のローマ法文が指示するところに基いて、他の徴表を考慮に加える必要があった。この場合、風評が一徴表として十分か否かは、おそらくは裁判官の裁量によるのである。『バンベルク刑事裁判令』には、風評を含め疑惑断片が、『若干互いに並んで(eilich beyeinander)』存在する場合が重視されているように見えるものの、結局のところは、審問官や判決発見人が、『徴表の』各各のもの(ein yeder)が、確たる一徴表をなし、拷問にとって十分のものとして提起されているかを考慮す(ornessen)べし。(Art. 33) とある。これが、バルドゥスによれば、はつきりと、『単独の風評』は拷問にとって十分ではないことになっていた。しかし、ソレでも裁判官の裁量は無視しえないのである。例えばバルトルスによれば、『拷問には、より多くの徴表が必要とされるが、それとも一つの徴表で十分なのかどうかは、裁判官の裁量にかかる』(五)。中世法学者によれば、基本的に見て、徴表はできるかぎり数多く集めることが前提となつてゐる。そのうえで、そのうちの一一つについて、『拷問に十分な徴表(indicia sufficientia ad torturam)』であるか否かの決定は、裁判官の裁量に委ねられるのである。

## 五 裁量

論

拷問にたいして中世法学者が示した慎重な姿勢の背景になっていたと考えられるのは、民事事件と刑事案件とは証明手続のうえで異なった取り扱いをうけるべきとする認識である。この点に関してガンティースは、こう述べる。

確かに、民事事件においては、法律上の推定から確定的な判決がえられる。それから反対のことばが証明されないか<sup>(1)</sup> C. de probationibus I. sive possidetis [C. 4, 19, 16] やもろ ff. de donationibus inter virum et uxorem I. Quintus Mutilius [D. 24, 1, 5] によれば、「ればたことて」——す、小川繩ひる——《刑事案件》、おもては上述の査問の事件にねらひば、いへた法律上の推定か、ふば何かとも確定的には (diffiniitive) 防罪われえなし、防罪われぬぐれではない。刑事案件では「眞間の」光よりも明らかな証明 (probationes clariores luce) が現われねばならぬ、いへ

た証明が要求されるから<sup>(2)</sup> C. de probationibus I. ult. [C. 4, 19, 25] やもろ de penis I. qui sententiam [C. 9, 47, 16] やもろ de accusationibus I. singuli [C. 9, 2, 11] に見られるようだ。刑事案件においては民事事件とは異ないし、<sup>(3)</sup> そのよつた、「光よりも明らかな証明」を必要とする方には、中世法学者たちの、拷問による自由をやめにには《眞実らしめ》徵表があるがじめ存在してしなければならず、徵表からは有罪とはなしえないと、徴表学説によつてもその背景となつてゐたものに違ひない。右に直ぐ続けてガンティースは述べてある。「」のよつた理由に基づいて手続を進める〔くき〕、いふは明らかだあむ」とこゝのは、刑事案件では「民事事件に比べて」より大きな洞察力でもつて、用心深い取り扱いがなされねばならぬ、もたせりには、危険と損害より大なる製いかかるからである。……したがつて上述したよつた推定からは、致命的になるよつた有罪の判決は下しえない。

では、なぜ刑事案件では《光よりも明るかな証明》が必要とされるのだろうか。すでに前述からわづかがえようが、再びガンディースの言ふ所ければ、いっただある。《刑事案件は》しかし、民事事件とは異なつてゐる。刑事案件においては危険がより大きいし、それゆえに靈魂の危険が頭上にふりかかるからである。……したがつて、より大きな用心が必要とされるのである。*C. de appellatio[n]ibus 1. addictos [C. 7, 62, 29]* および *C. de falsis 1. ubi [C. 9, 22, 22]* に書かれては、同様に、ルーカス・ア・ペンナによれば、《刑事案件においては「民事事件に比べて」危険がより大きく、それゆえによくよく熟慮がなされねばならない、というのが理由である。》ガイド・ア・スツアリアが民事事件では自白の堅持は必ずしも必要ではないと述べた点はすでに紹介したが（前節二）、このむかひで、やがてはいへ語つ。《刑事案件では、民事事件におけるよりも熱心に、そしてより厳密に事柄が探求されるというのは、驚くに値しない。》これをガイドは、《危険がより大きい」といへでは、より徹底して探求がなされねばならない。》とつたうローマ法文を引いて理由づける。《刑事案件においては危険がより大きい。》とガンディースらが述べるとき、その理由は、おそらくは、刑事案件は《人間の生命と名誉に関する（*de vita et fama hominis*）》からのものであつた。告訴によつて（*per accusationem*）手続が開始される刑事案件の訴訟は民事事件のそれと同質の訴訟の性格をもつてゐるが、他方で、刑事告訴手続においても裁判官は告訴者の判断にすべてを委ねてしまうのではなく、自らの活動の余地を残していた。また審問の手続においては、裁判官の裁量はこゝそぞく強く働いていた。危険がより大きい刑事案件は、いうして裁判官の活動の余地のあるといへ、裁量の働くといふにおいて、より良く取り扱われるのである。

とまれ、刑事案件は《危険がより大きい》と見るガンディースには、次のような考え方方が基本にあつた。《いのうな疑わしい、不確実な証明においては、無実の者が断罪されるならば、罪ある者の悪行が罰せられなくなる。》あるいふのせうが、より良し。 *H. de penis 1. absentem [D. 48, 19, 5]* および *C. quorum appellations non recipiantur*

1. observare [C. 7, 65, 2] に「<sup>(ア)</sup>」。もとよりは、疑わしこともにば、刑罰は粗野にむれぬよりはむしら緩和されるべからんか、ふじある。ff. de penis 1. interpretatione et 1. si preses [D. 48, 19, 1. 42. 1. 32] に「<sup>(ア)</sup>」。」ガンティースはまた、無実の者を有罪としてしまつよりも、むしら、犯罪者を脱逃せばが『よの良心的 (sanctius) である。』とも述べる。ルーカス・デ・ペンナの所論にも知られ、一見いわゆる *In dubio pro reo* の思想を想わせる

の学説類集の命題は、中世法学者の手を経て、後に『クラークシヨピーゲル』や『バンベルク刑事裁判令』にも引き継がれていく。

ところで他方で、拷問と徵表をめぐる中世法学者の見解は、裁判官に広範囲にわたる裁量の余地を認めていたのに田をとめねばならない。そうした裁量の基盤にあつたのは、裁判官の職権という考え方である。<sup>(イ)</sup> 学説は、裁判官の職権をそれ自体独立のものとして、とりわけ当事者による手続と対比させて強調する。例えば、すでに述べたように、被告にたいする拷問は、告訴者がいくつも烈しいものを裁判官に求めても、裁判官はそれに従うのではなく自らの判断でもって節度のあるものにしなければならないのである。<sup>(エ)</sup> さらに、職権と当事者との関係について、バルドウスの幾つかの発言が参考されよう。《最初の釈義に基づき私は、》のよくな査問について考える。証人は「当事者によつて法庭に】導き入れられるのではなく、裁判官が職務そのものによつて (ex mero officio) 彼らを受け入れるものである」とをあなたは主張しなさい。裁判官は彼ら「証人」の陳述したところを調査するべきかどうかが、質問される。そして「いつ答えるべきである。民事訴訟においては否である。」けだし、民事訴訟においては、裁判官は職務そのものから事実に関する尋問をおこなうことはできない。……しかし、刑事案件においては、例えば審問の手続の場合、裁判官は職務そのものから証人を受け入れる。たゞ、訴訟の公開後においてであろうとも。」また、《証人を調べるうえで、裁判官の職務は知識欲に富んだものでなくてはならない。それはこうである。裁判官は注意深い人物でな

ければならない。そして(1)の「つまり取り調べる」とは裁判官の指揮に (ad curam judicis) 属する。それゆえに、それは当事者の権限にはない (non est in potestate partis)。<sup>(註)</sup> 証人を調べるのみならず、証人そのものを呼びよせることも裁判官の仕事であった。《次のことに注意せよ。裁判官の職務に、証人を調べることと、彼「証人」を「法廷に」招くこと》とが関係する。<sup>(註)</sup> これについて、バルトルスもこう述べていた。《さらに私は問う。審問において、証言内容が広く伝えられた後でも証人を取り調べることができるか、あるいは新しい証人を招くことができるかどうか、と。……というわけは、もし証人が裁判官にとって自由に近づきうる存在であったならば、「証人にたいするほかから」の」誘惑の恐れ (metus subornationis) は無くなるからである。》<sup>(註)</sup> バルトルスの考えによれば、裁判官は、証人がそそのかしなどに会つたりしてその陳述が信用できないと思われるときは、証言が済んだ後でも当該証人やその陳述を吟味し、場合によつては新たな証人を取り替えることができるというのである。後代、アントニオ・ゴメスは、職権は自律的なものであるべきとして次のように述べる。《刑事案件では、当事者によって表明された、償罪の免除は、國家の裁判においては価値がない。公の利益に関わる事柄については、裁判官は何らかの訴えがなくとも手続を進めうるし、進めねばならぬ。……裁判官は、当事者や弁護人が欠けるときは、これらに代わりうる。》<sup>(註)</sup>

さて、このような職権に裏うちされた裁量と、《光よりも明らかな証明》の観念を背景とした証明とは相互にどのように関わっているのであろうか。これをしばらくガンディースの見解から聞いてみよう。《最後に私は問う。そら、ポデスターあるいは裁判官には、犯罪と不法とにたいし審問と処罰をおこなう無拘束の、一般的な裁量権が与えられている。ポデスターは、犯罪について訴えられた者にたいして、何らかの徴表なくして拷問に進みうるか、どうか。拷問に進みうるとも思われる。というわけは》——と、こう続ける——《ポデスターに裁量権を与えるというのは、彼が良き確信をもって、彼の確信が告げるところにしたがって手続を進めることを言うに他ならない。なぜならば、裁

量権はポデスタたちに広範囲の指揮権を与える。これが、この裁量権といつもの説明である。しかし》——も、すでに一部紹介した（前節II）ようにガント・イーストは八つの法文を挙げ私見を述べ始めた——《ポデスタがいのよくな裁量によつてなしうるしかれども》れば、法によつてはよらず、むしろ、土地土地の慣習によつてあるものと見なされ得る。これにたゞし、ポデスタは裁量をねらうるところをも、これは法に基づいて、すぐには〔ローマ〕法と〔ローマ〕法文——とくに判決と断罪とに課す——に基いては使われねばならぬ。C. de inofficio

testamento 1. si quando [C. 3, 28, 35] 索もろ ff. de condicione indebiti 1. si procurator & Celsus [D. 12, 6, 6, 2] 索もろ ff. de peculio 1. peculii [D. 15, 1, 4] ……セコレ ff. ad municipalem 1. Luctius & imperatores [D. 50, 1, 21, 7] の諸法文に言われてゐるよつて。したがつて》——と、ガント・イーストは以下べくべく語へ——《ポデスタは、彼が幾つかの異なる徴表を有し、そのいふによつて彼の意思が、罪ある者は拷問を取られぬべき」と促せられるならば、裁量によつて拷問に進みゆる、進まねばならぬ。他の場合には「拷問はおとなしくあらざる、おとなこ」えない。なぜなら、徴表が存せぬときは、裁量としている徴表の欠如を補つてはならない (arbitrium non supplet defectum indicia)。あなわち、徴表が拷問に先行するもあらざりむは〔ローマ〕法の莊重やに由来してゐる。上に述べたよつて、セコレ ff. eod. 1. I., II. responso [D. 48, 18, 1, 1!] に觸つてゐる。すなはち、このいふが裁判官の裁量には委ねられていないのは、法に由来するものである。ここのは、事実の探求 (facti questio) は裁判官の裁量の中にあるが、これに反して法の威儀 (iuris auctoritas) せんいはだはなしかる。ff. ad municipalem 1. ordine & I [D. 50, 1, 15, pr.] に見べきのよつて。」)」のよつてに裁量は、徴表の代用にはなりえないのだね。

これを要するに、ガント・イーストによれば、あらかじめ徴表が存するところ——これが前提条件である——、そのあと裁判官がどの徴表によつて、あることばのよつてに諸徴表を組み合わせて拷問の手続に移るかについては裁量が許

やれる。これにたいし、拷問の実施は徵表の存在を前提としていなければならぬことは、裁量の余地はない。ただ実際のところ、いたん裁量が認められると右の違いは違いとして、はつきりとは映らなくなつて」よう。確かに、事前に徵表が必要であるとの原則だけは守られる。しかし、では具体的に当該事件・被告について何が拷問に進みうるための徵表であるのかは、一定の徵表例は規準にはなるものの、結局は裁量に依存するものになるからである。

ところでガンディースは、以上のような徵表と裁量の問題にとどまらず、さらに裁量と有罪の判決との関係にも踏み込んでいく。これは、本稿固有の問題領域には属しないが、一部関係するし、また広く中世訴訟法学全体にとっても重要な論点を含むので、こやさか立ち入っておきたい。《訴訟においてボデスタは法の莊重さに属する多くのものを、たとえ徹底的にはできぬとしても、省略する」のが彼の裁量によつてできぬ」とはなし。しかし》——と、ガンドイースは述べる——《判決を提議するときは、ボデスタは次のことに用心しなければならない。ただ彼の裁量だけかい、確信〔だけ〕から（*ex solo arbitrio, conscientia*）あぬことは一人の証人の陳述から、あるいはただたんに風評から有罪判決を下さぬように》云々（前節四）。やいは書く。《それゆえ、犯罪が証明されるであろうことがわし明かなどとはば、確實に有罪判決を下しうるが、他のときはそうではない。われど》——と、いへ続けぬといふに注田した——もし犯罪が完全には証明されず、完全な証明に些少なりしも欠けぬといふがおゆ（*ad plenam probationem modicum deliceret*）——わしかして、あらゆる異議に超越してはこなこと、た証人が「証明に關係し」したがゆれば——いわば「半ば」が「半ば」で、もし彼の確信と判断とが証明と一致すればいわば、いのうな裁量から確實な有罪判決を下す。ff. de bonis auctoritate iudicis possidens 1. in venditionem § 1 in fine § [D. 42, 5, 8, 1] やもる de administratione tutorum 1. quidam dececdens [D. 26, 7, 5, 7!] ふる de liberazione legata 1. si quis reum [D. 34, 3, 5] に[即ち]も[即ち] 1. いりし、せかくかねを認めた『確信』——、ださ、りりだせ『裁量』と回の意味において用ひ

られている——は、クヌート・ヴァルフ・ガント・ネルの、中世学識訴訟法をめぐる大きな研究<sup>(19)</sup>によって有名な、注釈学派やカノン法学者たちに由来する格言命題、ヘ裁判官は申し出られたものによって裁判し、確信に基づいては裁判するべからず、を想起させるものがある。

さて、ガンディースの右の、『ボデスタは、もし彼の確信と判断とが証明と一致するときには、このよつた裁量から確實な有罪判決を下しつけ (potest potestas ex tali arbitrio condemnare secure, si eius conscientia et animus cum probatione concordet)』の命題はなにをいうのであるうか。ガンディース一流の含み声の印象を免れえず真意をつかむのは容易ではないが、おそらくいふべきことであろう。完全証明による有罪の立証をおこなう——すなわち、法定証拠制度に基づく立証——には、僅かに瑕疵が存する。その一方で、ボデスタが、何らかの彼自らが知りえたことを根拠に被告有罪の確信を抱くことがある。このように、証明が有罪の方向を向いており今一步のところにある。とともに、裁判官が有罪の確信をえているときには、裁判官の有罪の確信が補完的に働いて、裁判官は自己の裁量によって有罪の判決を下しつけること、これである。ガンディースの意図するところにしたがえば、もちろん、この命題は、同じく彼の、『犯罪が証明されるであろう」とがもし明らかなるときは、確実に有罪判決を下しうるが、他のときはそうではない。』との基調命題から外れるものではないことは、間違ひなかろう。

この基調命題と裁量との関係について、ここで敷衍しておきたい。これはまた、刑事案件についての彼の考え方をうかがうにも参考になるであろう。ガンディースは、疑いえない徵表とはなにかという問題を取り上げるなかで、一つの範例——セイウスはティーティウスを殺害させたとして訴えられる、といった——を提示してこう述べる。セイウスにたいして次のいろいろのことが証明されるとする。まず、セイウスはティーティウスと大いなる敵対関係にあつたこと。次に、セイウスは当該殺人事件が起きた時刻に現場の近くに居たこと。またセイウスは殺害事件が生じ

た後に殺害者を家に引き入れた。さらに、殺害者はかのセイウスの身内の者であったこと。最後に、かのセイウスがその殺人を犯させたという公然たる声と風評がある」と。これら一つひとつが証明されるとする。さて、ガンディースは続ける。『これらすべてがいつしょに結びつくとき、それらは、かのセイウスが上記の殺人を犯させたという点の疑いえない徴表となる、とも考へられる。』このようにガンディースはスコラ的方法を使って、まずいわゆる異論を述べる。そして彼によれば、このような徴表の合計、つまりその一つひとつは疑いのある徴表の全体によって、あたかも疑いえない徴表——疑いえない徴表が、有罪の立証方法の一つであるのはすでに指摘した（前節二）——によつてと同様に、有罪の判決を下しうる、とする見解が存した。これが、『風評論（tract. de fama）』の著者ボローニア出身トマス・デ・ピペラータ（de Pipera, † 1272/82）の見解であつた。『しかし』——と、彼は反論を言う——『私がボローニアや、他の場所において見かけたすべての聰明なる人たちには、次のように述べている。そしてのみならず慣習によつても、』のことは守られているのを見た。すなわち、このようないくつかの類似のもの「徴表」によつては、「たとえそれを合わせてでも」誰もその身柄について（in persona）確定的に有罪の判決を被りえない、と。』そしてガンディースはこう結論を書く。『これにたいして、このようないくつかの類似のもの「徴表」が存するような犯罪について、もし「人身罰ではなくて」金銭罰が科されるべきであるというのならば、「金銭罰を科すについて」ボデスターは裁量をもつてゐもある、』もたない、と。』「つまり、すべて疑いのある徴表しか存しない事件」では危険がより大きい、というのが理由である。』この最後の点はおそらくいう言おうとするのである。確かにいくつかの徴表は存するが完全証明のできない事件について、金銭罰は格別、人身罰を下すことは人の生命と名誉とを危険にさらすことになる刑事案件については慎重であるべきだ、と。さて、ガンディースは以上を要約し（in summa）、解答を与え、注意を述べる。上記のようなすべての徴表は、『決して、疑いえないものの「徴

説表」とは称しえない。それとは逆に、そのこと「有罪」と反対のことが証明されえない、ということにはならないからである。』<sup>(99)</sup>

それ自体疑いのある一つひとつの中表をいくら集めても、疑いえない中表とはなりえないとするガンディースの見解は、先述の基調命題に添っている。しかし他方で、ここで特記しておかなくてはならないのは、基調命題を保つつつも、裁判官の裁量に或る役割を果たさせようとする考え方方が頭をもたげていたことである。またガンディースの時代、トーマス・デ・ペーラータは上述のように、それ自体としては疑いのある中表でもそれがいつしょに合わると一個の疑いえない中表に変化するという学説を提出することで、はつきりこうした考え方をとっていたと思われる。ガンディースの場合、右述から推測するとき、こうした裁量の働く余地を、金銭罰を科することで認めようとしているふしがある。これは、幾つかの有罪の中表が重なっているときはまったく被告を放免してしまうよりは、いわば、少しだけ罰しておく方がまだよい、とする考え方である。

なお、ガンディースの命題、『ボデスタは、もし彼の確信と判断とが証明と一致するときは』云々、からは、ややもすれば法の枠を越えようとする裁判官の裁量の行使に直面して、裁量をどうにかしてローマ証明法に基づかせようとする彼の学説上の苦心のとともに読みとれる。この点について、ここで一言しておきたい。このような、裁判官自身の確信を証明法に基づかせようとする見解は、ガンディースのみならず、ルーカス・デ・ベンナの見解にも知られる。しかもルーカスは極端に限界的なケースでもつて示している。『例えば、裁判官が「法廷に」在席していたおりに「この法廷で」ティーティウスがガイウスを殺害するのを、あるいは窃盜を犯すのを目撃したのが眞実であるにせよ、裁判官は、彼が目撃したことだけから (ex solo ipsius visu) 他の証明なくして彼「ティーティウス」にたいし「有罪」宣告をなそと望んでも断然それはできないである。』裁判官は彼の、目撃からえた確信が証明によつて裏つ

けられない限り、有罪判決は下しえない。以上は被告有罪の確信の場合であるが、同じくルーカスによれば、裁判官が被告無罪の確信を抱く場合については、はなしは全く逆になる。こうである。《さらにまた、裁判官は、彼の眞の確信が彼の面前でなされた証明にたいして反対の気持ちを起こさせるときに、「彼のこの」確信に反して宣告ができるか、また宣告しなければならないのかどうか、が質問される。例えば、裁判官が、ティーティウスがガイウスをうち倒し殺害したのを目撃した。この事件についてセムプロニウスが訴えられた。しかしセムプロニウスは殺害事件が起きた時刻には「当該」裁判官と一緒に殺害現場から遠くはなれた場所に居た。……しかるに証人の陳述によつて、セムプロニウス——彼が無実であることは裁判官が文句なく知つてゐる——がかかる者を殺害した、と証明されるような場合がこれである。この場合、私は迷うことなくこう述べる。裁判官はかの事件について、無実のセムプロニウスにたいし彼の確信に反して「有罪を」宣告する義務は負わない、と。》<sup>(39)</sup>ここでもルーカスは、極限ケースを範例に引いている。

ともに同じような極限ケースを引きながら、被告有罪の確信の場合には、他の証明がないかぎり、その確信からだけでは裁判官は有罪の判決をなすべきではないとする。これにたいし、被告無罪という裁判官の確信の場合だけは、別個に被告有罪の証明があつても、当該確信からだけで無罪の判決を下すことができる。それは、どうしてなのだろうか。有罪の判決は被告にとって危険がより大きいが、無罪の判決の場合は危険がないからなのか。拷問によつてえられた自白の、証拠としての価値を認めず、既述のように（前節二）、自白の強要としての拷問の制度そのものを拒否したとされるルーカスの「ヒューマニティーの深さ」<sup>(40)</sup>によるのであろうか。興味ある一つの問題となろう。しかしそれにしても、被告有罪の確信が裁判官に存するときでも、別個の被告無罪の証明がなされたときには、どのようにことになるのであろうか。やはり裁判官のその確信のみでは有罪の判決を下しえないのであろうか。残念ながら、

史料上の制約から、ルーカスの所論はわからない。また、被告無罪の証明が別個に必要というのであるならば格別、被告有罪の証明が別個に存するにもかかわらず裁判官の被告無罪の確信のみにしたがって、有罪の判決をなす義務がないというのは、どうしてなのであろうか。それは、ルーカス自身の命題、裁判官は自己の確信のみから判決を下してはならない、との命題にとって齟齬をきたすことにはならないのか。この問題は、また、右述の格言命題、△裁判官は確信に基づいては裁判するべからず△の限界問題とも関連していくよう。ネルによれば、この命題は、裁判官と両当事者という三者によって構成される裁判手続（民事訴訟、および告訴による per accusationem 刑事訴訟）にあてはまり、これにたいし審問の手続はこの命題の妥当する範囲の外にあつた。

## 六 む す び

(1)以上によって、微表と拷問とにに関する中世法学者の見解を取り上げてきた。これまで見てきた諸学説から、われわれは、以下のように、その見解をまとめることができるであろう。

本稿で取り上げたガンディースや、バルトルス、バルドウスなど注解学者らの見解から、われわれは、拷問がその実施方法、その前提としての微表の点で、十分に慎重に取り扱われるべきものとされていたことを知った。それら諸見解は、とりわけ風評についてローマ法と並んでグレゴリウス九世の教皇令集などカノン法令が引かれていた僅かの例を除くと、ほとんど学説類集や勅法集から注釈の手段を通して引用されたりたっていたものであった。拷問の《節度ある》実施であり、拷問の実施には微表があらかじめ必要となることや、刑事案件については真屋の光よりも明らかな証明を必要とする」と、有罪には疑いえない微表を必要とする」と、また自白の堅持や真実の探求の点など、

諸学説は彼らによって、すべてローマ法文に典拠をもつことができるものと思われていた——もちろん、引用の仕方が正しくなく、引用文が学説の典拠となりえていない場合も存するのであるが——。ユースティニアーヌ法典を、いかに、彼ら中世法学者が自己の学説の支柱と見つつ、それを自家薬籠中の物としていたかは、今更ながら瞠目に値しよう。本稿の関心から特記しておきたいのは、しかし、拷問と徴表とに関するローマ法が近世世界に伝えられたいたのが、他ならない彼ら法学者たちの学説をとおしてであったことである。

拷問は慎重に取り扱われるべきことされたことを顧慮するとき、ジョン・ラングビーンがローマリカノン証拠法を解説する中で、こう指摘したのには疑問がある。「少なくとも、裁判所は彼【容疑者】にたいして、彼の自白なくしては有罪の宣告をなしえない。この「ローマリカノン証拠法」の体系に拷問が適合したのは、このことによる。<sup>(23)</sup>」こうした理解は、ラングビーンにどまらず流布しているものと想像される。しかし、後代はともあれ、少なくともガンディーヌスをはじめ注解学派の時代の学説においては、拷問は、他の証明方法がないときにしか用いられない。自白がなければ有罪になしえない、といった考え方は存していなかった。

ところで他方で、典拠とするローマ法文からこのように自己の学説を展開した人が、『犯罪論』を完成して六年後みずから、アドリア海岸都市フェルモのボデスタ職に就く（一三〇五）ほどの実務家であつたガンディーヌスであり、また、「いかに【都市の】<sup>(24)</sup>条例が、「普通法とは異なつて」直接に妥当する法として日々適用されていたのかを、実務のうえでよく知っていた<sup>(25)</sup>注解学者——かりに『查問論』がバルトルスに由来するとは確実にはいえないにしても、とにかくそういった注解学者——たちであつた。このことに、われわれは注意をしなければならない。言い換えれば、ユースティニアーヌ法典の諸法文を引いて自己の学説を展開するにあたって、中世法学者の問題関心として働いていたのは、強い実務感覚であつた。しかも、この実務感覚は、他ならぬ徴表と拷問をめぐる学説——もちろん、こ

れにのみではないが——に、比較的よく反映されていた。

実務感覚は、ガントイースの場合には、『法』と対比せつて、イタリアの『慣習』に觸及されていたといふに見いだされよう。この場でも「〔だけ〕、この『慣習』はここでガントイースの所論を取り上げれば、彼は〔が述べて〕いる。『市参事会員』(decuriones)は拷問されえない」とは上述した。では、われわれの時代の諸都市の助言者(consiliarii)が拷問されつかないかが、問われる。法がない間に触るやう。否、も。ところは、各都市の助言者は市参事会員なのでもあるから、ff. quod cuiusque universitatis nomine 1. nulli [D. 3, 4, 3] ねむら ff. de verborum significazione 1. *pupilus* & *decuriones* [D. 50, 16, 239, 5] はこへもへじ。しかしながら、「イタリアの」一般的な慣習かは、正反対のりじが觀察される。ゼローリーの *consul* や *servararus* の慣習上の権威によへて、のよりは「[正反対に]になつてゐるを、私は見た。」の慣習は、ff. de legibus 1. de quibus [D. 1, 3, 32] に觸つやうに、法律として守られてくる。」(1) すくなくとも、『慣習』ゼローリーは対比されても、他方では、それはすでに『法律として守られていふ』(pro lege servatur)。」(2) こうよつて解されていて、『慣習』に基づいて拷問がなされるのは、後年バルトウスも、不適な拷問の実施に反対する意味で、「助言」において次のやうに述べていた。『上説する』ことができないように、慣習によって拷問がなされる(de consuetudine torqueantur)、とあるけれども。」(3)

徵表と拷問の問題について、『法』と『慣習』——ルーハリヒザ、普通法と都市条例、ところであるうが——の橋わたしの役割を果たしていたのが、ガントイースの学説においては、裁判官の『裁量』であったと私は思われる——『慣習』を『法』に合わせるようにするにせよ、『法』を『慣習』の方向に導くようにするにせよ——。以下では、当面の問題に関して、ののような裁量が有した意義を指摘するにし、本稿はひとまず擱筆したい。

(2) 真実発見のためのあかしであり、真実らしい、信じられる、十分なものであるくを徵表——のよつて要請されて

いる徴表の有無の判断にとくに働いたのが、裁量であった。確かに、裁量は徴表の欠如そのものは補いえない。裁量は無い徴表を有する徴表へと変えることはできない。拷問はあらかじめ徴表が存在していなければおこなってはならない。これらのこととは、裁量によつていかんともしがたいところである。しかし裁量が働きえない領域はここまでである。つまり証明法のこの根幹の外では裁量が支配する。すなわち、ある徴表が真実らしいものかどうか、また拷問に適する資格を備えているかどうかといった判断は、まさに裁量による。裁量は、現実の犯罪にとつてその場所、犯人、情況の多様性のゆえに、言い換えれば犯罪に關わる徴表の多様性のゆえに、徴表について確たる教義を定立しえぬといふところから生じる。もちろん、教説によつて、一般的に、風評をはじめいろいろな徴表の例示はなされうるが、現実に起きたる特定の犯罪について何が真実らしい徴表たりうるかは、あらかじめ確たる教説に基づくことができず、裁量に頼らざるをえない。このように、裁量には無視しえない意義があつた。そして、およそ裁量の登場は、西洋証拠法史の推移の中に画期的な位置を占める問題なのである。<sup>(21)</sup>

ローマ＝カノン訴訟制度はふつう「法定証拠制度 (system of statutory proof)」と名づけられている。この制度を的確に言い表わすことは必ずしも容易ではないが、当面の問題との関連でいうならば、次のようにいえるであろう。中世学識証明法においては、徴表によつては有罪判決は下されえず、ただ拷問のみが許される——徴表と証明との峻別論——といわれているが、その趣意は、徴表の取り扱いにはたえず裁判官の裁量 (judicial discretion) が働くために、徴表は有罪判決の根拠にはしないということによつて、有罪の証明から裁量を意識的に排除しようとするものである。<sup>(22)</sup> 徵表をめぐる裁量において大きな役割を果たしているのは、いわば一種の算術思考法なのである。拷問の根拠となりうる徴表は学説によってて真実らしい、信じられる、十分な徴表でなければならぬとされるが、このような徴表は複数の徴表の加算によって取得できるという考え方である。ガンディースは言う。ポデスターは、彼が幾つかの

異なった徵表を有するときは裁量によって拷問に進みうる、と。後世に知られる算術思考法<sup>(23)</sup>の思考法の淵源は、遠く中世法学者の学説に遡ることができるであろう。どの徵表——推定とか、風評・噂とか、裁判所外の自白といった軽度の徵表——と、他のどの徵表とを加えれば真実らしい徵表となって拷問の手続に進みうるかということは、裁量によって決まる。おそらくした裁量の余地がよく働くことで、「刑事司法の粗暴化」を助長した、犯罪対処の例として、とりわけ宗教的な犯罪——異端や魔術といった《最も憎むべき犯罪 (delicta atrocissima)》——が挙げられる。<sup>(24)</sup>では、罪を自供した異端者仲間の証言という、十分なうざる徵表に基づいて拷問の手続を進めるのが何ら異とされなかつた。バルドウスですらも、こう述べている。《こうした犯罪について私は言った。異端という同じ事実にあるもう一人の同胞異端者の徵表 (indictum alterius cohereticus) は、その限りで拷問を生じさせるよ。》

ガンディーヌスの学説をたどるうちに、もう一つ裁量が働くところがあつた。有罪判決にさいしてである。有罪の証明がまったく不可能というのではなく有罪の証明に何かしらの欠陥があるとき、この欠陥を補い、証明をもたらしうるのが有罪の《確信》としての、裁判官の裁量である。この考え方の基礎にもやはり算術思考法が潜んでいる。証人、また《疑いえない》徵表による証明はなくとも、何らかの徵表が存するときに、それら諸徵表の集積によつて証明が可能となる、という見方がある。たとえ一つひとつは《疑いのある》徵表であれ、それらが積み重なれば《疑いえない》徵表となるとの考え方である。完全証明と半完全証明とを区別し、それらに「序列 (hiérarchie)」(レビイ) を施し、半完全証明を複数加算することで完全証明が取得できるとする方法である。その意味では、推定とか風評とか、ましてや真実らしき徵表とかの諸指標は、一方では文字どおり徵表であると共に、他方では、半完全証明として、もしくは半完全証明に近いものとして、一人の証言による証明と並ぶ位置を与えられる。こう見なされることで、徵表と証明とは次第に分け難くなつていく傾向がでてくる。裁判官はこうした種々の半完全証明に基づいて有罪の《確

信》をえるならば、裁量によつて完全証明の欠陥部分を補完しうるのである。

もちろん、ガンディーヌ自身は、有罪証明に僅かに瑕疵あるときには軽く触れるのみで、右のような算術思考法自体は彼の学説には明らかなかたちでは見いだされない。むしろ彼は、少なくとも有罪の判決については、こうした思考法に疑問を表明していたと見られる。しかし他方、同時代トマス・デ・ペーラータは、ガンディーヌによれば、この思考法をとつてゐた。またガンディーヌ自身、複数の徵表が存するときは、裁量によつて、人身罰に代えて金錢罰の有罪判決を下すことで少し処罰をするといった考え方には必ずしもまったく無縁ではなかつたようと思われる。このように、徵表や半完全証明に働いた裁量の意義を考えしていくと、次のような見解、すなわち「イタリア法学に範を求めて」いる『カルル五世刑事裁判令』において「間接証拠が独自の意義づけを与えられていない。」とする見解は、もう一度考え直して見る余地があるのではなかろうか。

(3) こうして本稿は一つの結論に到達する。この結論は、ウルマンが拷問の時代を、イタリア注解学派の時代から、それが廢止されるに至るヴォルテールやベッカリアの時代へと見通す中で、十六世紀および十七世紀が転換期と捉えた点と関連する。ウルマンは言う。拷問はこの初期近世の時代に至つて、酷烈殘忍な用い方がなされるようになつた。それは、中世の大学および法学説——拷問の人道主義的取り扱いを主張するところの——の権威が失われたこと、中世から近世にかけた変革期において、裁判官が、それまでは裁判官の裁量は法によつて制限されないと考えられたのが、このことをほとんど無視するようになったこと、という事情によつていた。<sup>(26)</sup> ウルマンのこの所論は、しかし、次の意味で再考を要するであろう。

一つは、徵表と拷問に関する中世法学者の学説は中世末期以後も影響力を失わず、『クラークシュピーゲル』から『カルル五世刑事裁判令』に至る諸作品や立法の中に引き継がれていつたこと、もう一つは、中世法学者の学説は、

説

拷問に適する徵表の有無の判断において、また有罪への心証形成において裁判官の裁量が大きく働く余地があるのを認めたい。されど、このように述べるに至ったと云はば、中世末期以後も中世法学者の学説が継承されてきたのにもかかわらず拷問が酷烈・残忍に用ひられるようになったといふれば、中世法学者の学説そのものの中で、おどほせに到る萌芽があつたと考えねばならぬ。この萌芽が萌芽といふよりも、芽を吹いてやうに発展していくたゞある。されば、訴訟主体とはほかの諸要素が学説に作用していった結果であり、この諸要素は、ウルマンがこみじくも語つたように、中世から近世にかけての時期が文化と権力形成のうえやの一つの変革期であつたといふの中に求められねばならぬのだ。

注

- (一) E. Wolf, Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte, 4. Aufl., 1963, 105; F. Schaffstein, Tiberius Decianus und seine Bedeutung für die Entstehung des Allgemeinen Teils im Gemeinen deutschen Strafrecht, in: ders., Abhandlungen zur Strafrechts geschichte u. zur Wissenschaftsgeschichte, 1986, 203; M. A. v. Bethmann-Hollweg, Der Civilprozess des gemeinen Rechts in geschichtlicher Entwicklung, Bd. VI-1, 1874 (Ndr. 1959), 201-203; W. Engelmann, Die Schuldlehre der Postglossatoren und ihre Fortentwicklung, 2. Aufl., 1965 (1. Aufl. 1895), 10-13; F. A. Biener, Beiträge zu der Geschichte des Inquisitionsprozesses u. der Geschworengerichte, 1827 (Nachdr. 1965), 78-106.
- (二) W. Engelmann [1]; ders., Der geistige Urheber des Verbrechens nach dem italienischen Recht des Mittelalters, in: Festschrift f. Karl Binding zum 4. Juni 1911, Bd. II, 1911 (Ndr. 1974), 387-610; G. Dahm, Das Strafrecht Italiens im ausgehenden Mittelalter, Berlin 1931.

- (☞) E. Brunnenmeister, Die Quellen der Bambergensis, 1879.

(☞) R. Stintzing, Geschichte der populären Literatur des römisch-kanonischen Rechts in Deutschland, 1897, 388, 391. cf. H. Kantorowicz, Leben und Schriften des Albertus Gandinus, ZRG (RA) 44 (1924), 309.

(☞) Brunnenmeister [3], 166.

(☞) G. Köbler, Der Statt Wormbs Reformation, Giessen-Lahn 1985 : W. Sellert/H. Rüping, Studien- u. Quellenbuch zur Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, Bd. 1, 1989, 226 [nr. 18.] - 227.

(☞) J. Kohler/W. Scheel, Die bambergische Halsgerichtsordnung, 1902 (Ndr. 1968).

(∞) Tengler, Ulrich : Latenspiegel von rechtmässigen Ordnungen inn burgerlichen und peinlichen Regimenten, Getruckt zu Straßburg, Durch W. Rihel und G. Messerschmidt, 1550, fol. CVIII verso : Zum andern...;

(∞) 三叶城の鐵表やおもろい = フランシス・J. H. Langbein, Torture and the Law of Proof. Europe and England in the Ancien Régime, 1977, 4-5.

(∞) Cynus de Pistoja, ad C. 4, 19, 23, no. 2, fol. 216 verso, Commentarium in Codicem et Digestum vetus, Francfurti, 1578, in : W. Ullmann, Reflections on Medieval Torture, Juridical Review 56 (1944), 124 (n. 1).

(∞) Bartolus de Saxoferrato, ad D. 48, 18, 1, 22, no. 1, Bartoli interpretum juris civilis coryphaei, in tertium tomum Pandectarum, Digestum novum commentaria, Basileae : 1562 p. 901. cf. J. Kohler, Beweis im Strafprozeß, in : Archiv f. Strafrecht u. Strafprozeß 63 (1917), 71 (ex suspicionibus).

(∞) Lucas de Penna, ad C. 12, 50, 3, no. 13, Commentaria in Tres Libros Codicis, Lugduni, 1597, in : W. Ullmann, The Medieval Idea of Law as represented by Lucas de Penna, London 1946, 123 n. 5.

(∞) Ullmann [10], 135 n. 3 (Johannes de Imola : [Commentarius zum Infortiatum und Digestum novum, ed. Lugd. 1549]).



- (21) G. Salvioli, Storia della procedura civile e criminale, in : Pasquale del Giudice, Storia diritto italiano, vol. III-2, 1927 (Ndr. 1969), 460 f., 477 f.
- (22) P. Fiorelli, La tortura giudiziaria nel diritto comune, I, Roma 1953.
- (23) リンガラ (cf. Ch. U. Schminck, Gandinus, in : HRG I [1964/71] 1379) の姓姓はヘンリクス・カントロヴィチ [4], 305 番「出倒室に羅裏室」性格を指摘した。したがって、この羅裏室は、即ち、羅裏室の羅裏室で、即ち、羅裏室 (Tractatus de tormentis)』 (1112年) の『忌羅裏』の自註 (1120年) にて R. C. van Caenegem, Methods of Proof in Western Medieval Law, in : ders., Legal History : A European Perspective, 1991, 99 n. 103 ; H. Kantorowicz, Studien zum altitalienischen Strafprozeß, in : Zeitschr. f. d. ges. Strafrechtsw., 44 (1924), 118.
- (24) イタリヤ W. Ullmann [10] の論述は、羅裏室の介訴ドローラ・辯護者が被扣留讒のたるほどの刑罰や懲罰についていたのが主たるトーマニットのドローラ。回教の羅裏室から、羅裏の罪に處された被扣留者たる辯護者が行った辯護や辯りあひたのが、回教の羅裏室 The Defence of the Accused in the Medieval Inquisition, in : The Irish Ecclesiastical Record LXXIII, 1950, in : W. Ullmann, Law and Jurisdiction in the Middle Ages, 1988, Nr. XV 1962, 25 番の論述をもつてある。
- (25) Kantorowicz [15], I : Die Praxis, 1907 (Ndr. 1978), p. VII-VIII.
- (26) cf. S. Kuttner, ZRG (GA) 52 (1932), 552 (aber im wesentlichen).
- (27) もうひとつの、よりは無能の一羅裏室の辯護 J. Kohler/G. degli Azzi, Das Florentiner Strafrecht des XIV. Jahrhunderts mit einem Anhang über den Strafprozeß der italienischen Statuten, o. J. [1909] 269° cf. Kuttner [26], 551 f.
- (28) cf. R. Lieberwirth, Die Aufnahme der Folter in das mittelalterlich-deutsche Strafrecht, in : Wissenschaftliche

Zeitschrift der Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg, Ges.-Sprachw. VI/5 (1957), 892; Langbein [9], 3.

(32) Gandinus [15], 156-57 nr.6, cf. Fiorelli [22], 188(n. 35). 『トト、ガハルマーメスの元田さくく』 Kantorowicz

[15] 甲長ノサク。

(30) Lucas, ad C. 12, 49, 1, no. 3, in : Ullmann [12], 160 (n. 1).

(31) Wilhelm Durantis, *Speculum iudiciale*, Tomus 2, Basel 1574 (Aalen 1975), p. 7 : Veruntamen cum in capitalibus et atrocioribus...

(32) Cynus, ad C. 9, 41, 18, no. 2, fol. 565, in : Ullmann [10], 127 (n. 4).

(33) Bartolus, ad D. 48, 18, 8, no. 1, Bartoli *interpretum* [11], p. 892.

(34) Baldus de Ubaldis, ad C. 9, 41, 8, no. 3, Baldus de Ubaldis *Commentaria in VII. VIII. IX. et XI. Codicis Libros Venetius* : 1599, fol. 231. cf. H. Lange, Die Consilien des Baldus de Ubaldis († 1440), 1974, 46 (Ein voll Überföhrt).

(35) Gandinus, 159 nr. 12 (n. 1~3).

(36) cf. Gandinus, 94 nr. 1 (n. 71~74). 論載や「疑ふるのあら微表 (dubitata indicia)」——いれに基づいては、拷問はやめ——と「《疑ふるのあら微表 (indubitata i.)》」といふ類であるが、ハントマイスターの主張は学説の一端ある。後年バルセラヌス、疑惑のあら微表は「やれやめ、但の〔論語方法たる〕拷問なししても有罪判決に至りうる」微表と言ふ。

Baldus, ad C. 9, 41, 8, in : Kohler [11], 71 (zu c. 8 de quaest.). たゞ、本文によれば、これハ三種の有罪立証方法は次のもつて輪法類集に記されたものである (C. 4, 19, 25)。『かくの原告は次のことを知るべし。からむる事件は公的裁判に付するためにはから訴えねばならぬ』。この裁判におけるかの事件は、適確な証人たるよりて証明され、最も明瞭な文書によて教示をえなければならぬ。おむこは、詮明によて疑いえない諸微表や、脣間の光よりも明らかな諸微表に もじて説明されねばならぬ』。

徴表と拷問をめぐる中世イタリア法学者の学説・覚書

- (37) Brunnenmeister [3], 165 (Merk wann in den schwöeren vnd grossen sünden...).
- (38) Latenspiegel [8], fol. CVIII verso : zum ersten/wenn...
- (39) Summa Azonis, Lugdvi 1540, fol. 236 (Questioni autem habite...).
- (40) Hälschner [14], 76 Ann. 4. cf. F. A. Biener [1], 79 Ann. 2.
- (41) Brunnenmeister [3], 166 : ein velent sorgfältig ding...;
- (42) Gandinus, 157 nr. 7 (n. 2), nr. 8 u. 9. Kantorowicz [23], 119 は「『機密書』(前注23)が聖職者との拷問を禁  
じてゐる」、教會の諸特權は好意的ではなかったが、アーメスバガーはやむを得ず書類を授けられた。
- (43) Gandinus, 159 nr. 12 (n. 4, 5).
- (44) Statutum potestatis communis Bononie, in : H. U. Kantorowicz [23], 115. は G. Dahm, Untersuchungen zur Verfassungs- und Strafrechtsgeschichte der italienischen Stadt im Mittelalter, 1941, 37 (Ann. 5), 35 (Ann. 6) は  
も「ヨーロッパ——の都市に限らないが——拷問がより仮借なく適用されたのは、平民ではなく貴族にた  
つており、後述〔44〕（日本語訳本文参照）の書類の手続きは必ず貴族に向けで行使された。ダメになれば、され  
ば、マトリアの都市国家における法的思考を再び本邦の「政治的なもの」にもう一度刻印でけられた例証の一例である  
だ（「極めてややく政治的なるもの」）。Dahm, ibid., 8-9.
- (45) Bartolus, ad D. 48, 5, 2, no. 9, in : Ullmann, Some Medieval Principles [19], 21 n. 1.
- (46) Bartolus, ad D. 48, 18, 1 (§ qui quaestionem), n. 1, Bartoli interpretum [11], p. 889. cf. ad D. 48, 18, 22, no.  
2 : de maleficio fit inquisitio generalis, non contra certam personam. no. 9 : indicia habita super inquisitione gene-  
rali, non praeiudicant reo, contra quem fit inquisitio specialis, si repetantur. p. 901. たゞし蟲人せし一般 特別書類  
シテボリニシテモ書類はせねばQ° ad D. 48, 18, 22, no. 4.
- (47) Baldus, ad D. 22, 5, 3 (Sed et divi), no. 15, Baldus de Ubaldis Commentaria in secundam Digesti Veteris par-

tem, Venetius 1599, fol. 180. 「の距離ひのこて、一般に、米田耕三「カロリナの刑事手続——近代的刑事司法の基礎——」『刑訴法』(一編大判)丸(一九七〇)「ペペ宣以テ參照」。

- (48) Cymus, ad C. 9, 41, 18, no. 6, fol. 565, in : Ullmann [10], 134 n. 2.
- (49) Gandinus, 167 nr. 26 (n. 2).
- (50) Gandinus, 166-67 nr. 24. 壱半識證擬法讐にやこて、詮證程度の凶尠へコレ、《半証全識證》(plena probatio)と《半証半識證》(semiplena p.)と云ふ事だ。ハルシウスは半証全識證を立証しても十分だとは、ヒューリックやヒューリック H. Lange [34], 46 (Ann. 236).
- (51) 云々、Gandinus, 161 nr. 15.
- (52) Durantis [31], p. 7 nr. 24. (Vbi autem confessio fit sine metu, uel tormentis...).
- (53) Guido de Suzaria [16], fol. XI verso.
- (54) Cymus, ad C. 9, 41, 18, no. 6, fol. 565, in : Ullmann [10], 134 n. 3.
- (55) 「が誰もわれれせ仕事の四三八四四〇 cf. Levy [18], 56 (n. 13). ハロス (1)『刑訴法』+1611.111' 四1回。
- (56) Guido de Suzaria [16], fol. XI verso : die beharrung nicht von noten.
- (57) E. v. Moeller, Jurius Clarus aus Alessandria der Kriminalist des 16. Jahrhunderts, der Rat Philippus II. 1525-1575, 1911(Ndr. 1977), 165 : Doch muß ein Tag...».
- (58) Guido de Suzaria [16], fol. XI verso (alte vnd newe Scribenten) .
- (59) Brunnenmeister [3], 167 (tortus debet quiescere saltem...).
- (60) Bartolus, ad D. 48, 18, 1 (§ Divus), no. 3, Bartoli interpretum [11], p. 888.
- (61) Gandinus, 169 nr. 29.
- (62) Gandinus, 92-93 nr. 1 (n. 46, 47).

- (33) cf. Franciscus Brunus, *Tractatus de indicis et tortura*, P. I. qu. 3. n. 14 : Aliud est indicium generale super quolibet delicto, quando quis extra judicium confiteatur se commisisse crimen illud, in : Brunnemeyer [3], 227.

(34) Clarus, Julius, *Practica Criminalis sive Sententiarm Receptarum Libel V. § : Finalis*, in : Iulii Clari Opera omnia, sive, *Practica civilis atque criminalis*, Venetiis : Ex typographia Baretiana, 1640, p. 270 no. 36 (Quinino si reus iterum positus in tormentis...).

(35) Bartolus, ad D. 48, 18, 22, no. 1, Bartoli interpretum [11], p. 901. もだ怒さいが行くね。《つか》 捜査の実施は 40 ト真実が発見されなかつたふせせ 私は彼〔被扣〕を解放した。ルーレルス品鑑 (in actis) 駄かやだ! cf. Kohler [11], 71.

(36) Bartolus, *Tractatus de questionibus*, in : Kohler [17], 11, ad D. 48, 18, 22, no. 1, p. 901 : tortura habita cum moderamine.

(37) Gandinus, 156 nr. 5 (n. 1).

(38) Gómez, Antonio, *Commentariorum, variarumque resolutionum juris civilis communis et regni, torni tres*, Venetiis 1575, Tom. III : De delictis, cap. 13, no. 5, fol. 372 recto.

(39) Durantis [31], p. 7 nr. 24 (Et sunt humaniter per iudicem moderanda...).

(40) Guidio de Suzaria [16], fol. VIII/VIII verso.

(41) Gandinus, 156 nr. 1.

(42) Albericus de Rosciate, ad C. 9, 41. Rubrica n. 8, *Commentaria in Digestum vetus, Infortiatum, Digestum novum, Codicem, Venetiis*, 1585, in : Ullmann [10], 135 n. 5.

(43) Bartolus, *Tractatus de quaestionibus*, in : Kohler [17], 11. マニシカム 検査の検査には無つて 《即ちな詮便 (argumenta evidencia)》 と云ふ。Lange [31], 46 (n. 241).

- 論  
語  
(74) Gandinus, 164 nr. 20 (n. 3). ベルニウス C. 9, 41, 8 にて二通り。『被拷問者は、新しに徽表をへしてただの  
回なりドム拷問にせやれどかくいか。…オムナレニウムモホーへば、被拷問者が十分拷問にせやれて云ふのやあねど、  
ケリトマハ』 Kohler [11], 74.

(75) Gandinus, 164 nr. 20 (n. 4~6).

(76) Gandinus, 175 nr. 38 : Nam secundum iura...

(77) ヴィニウス C. 9, 41, 8 にて「『臣おひかが「新たに徽表なべ」ト』 罷の過つて拷問にせられ、もの結果死  
ぬもめば、拷問はおたかめ殺人猶ヒト處罰わね。』 ユリウス ハーディ Kohler [11], 74.

(78) Gómez, Commentariorum [68], tom. III, cap. 13, n. 5, fol. 372 recto.

(79) Gandinus, 156 nr. 4 : tortus in fortitudine corporis animique duraverit.

(80) Gandinus, 164 nr. 20 (n. 7).

(81) Gandinus, 164-65 nr. 21 (n. 1, 2).

(82) Gandinus, 159 nr. 13 (n. 1~4).

(83) Bartolus, Tractatus de quaestionibus, in : Kohler [17], 11.

(84) Gandinus, 156 nr. 3.

(85) Baldus, Consilia, Lugduni, 1548, vol. III, cons. 78, no. 2, fol. 16 verso, in : Ullmann [10], 128 (n. 4).

(86) Baldus, ad C. 9, 41, 8, Rubrica, Commentaria [34], fol. 231 (Milties etiam veterani...) 、「もめいは徽表は『先に  
レーベ（precedere）』 と雖も、したがって、テニウムモドキ、物も徽表をいはば、レヌニレ「後から」徽表をい  
ふも申ねる。」 つまりは憲法な拷問ではない。 Lange [34], 46 (n. 243).

(87) Bartolus, ad D. 48, 18, 10 (plurum), Bartoli interpretum [11], p. 893 (Omnia ista indicia faciunt).

(88) Gandinus, 160 nr. 14 (n. 5).

(88) Bartolus, Tractatus [17], p. 11 : Possimus tamen iudicibus doctrinam talim tradere... Nam indicia sunt alius probationibus proxima....

(89) Gandinus, 156 nr. 13 (n. 5, 6).

(90) Guido de Suzaria [16], fol. VIII verso, nr. 5 : so oft nit strecken vnd aussziehen lasse als sein anklager sucht haben will.

(91) Gandinus, 163 nr. 18.

(92) Gandinus, 164 nr. 19 (n. 2, 3, 4, 5).

(94) Gandinus, 159-60 nr. 14 (n. 2~4).

(95) Guido de Suzaria [16], fol. X verso.

(96) Ullmann [10], 129 (Jacobus Buttrigarius : In materia indiciorum non potest dari certa doctrina).

(97) Bartolus, ad D. 48, 18, 22, no. 5 : Veniam ad indicia specialia...

(98) Laienspiegel [8], fol. CVIII verso : Aber von solchen indicia/ist mißlich gewisse regeln zu setzen.

(99) Gandinus, 158 nr. 10.

(100) カヘハギシタケトメ 聰謗毀謗の處尔 (和歌' 聰謗' 詆謗' 謗謗' 謗謗' 謗謗' 謗謗' 訾謗' plebei) ハ世間の裡  
レ社廟が私などにモ。 Ullmann [24], 485 (graves et sapientes ; humiliores et fragiliores).

(101) Gandinus, 160 nr. 14 (n. 12, 13). cf. Bartolus, Tractatus [17], p. 12 : Item considerentur loca, in quibus con-  
versatur : quia secundum locorum variatem varia colligitur conjectura.

(102) Gandinus, 156 nr. 2.

(103) Gandinus, 160 nr. 14 (n. 6).

(104) Baldus, ad C. 4, 19, 25, no. 1, Baldus de Ubaldis Commentaria in quartum et quintum Codicis lib., Venetis :

- (<sup>15</sup>) Apud Iuntas, 1572, fol. 53 verso. cf. Lange [34], 46 (n. 235).
- (<sup>16</sup>) Lévy [18], 21. 四□証言書
- (<sup>17</sup>) Baldus, ad C. 1, 3, 8, no. 4, Baldus de Ubaldis Commentaria in I. II. et III. Codicis Libros, Venetiis 1599, fol. 37 verso : forma iuramenti testis.
- (<sup>18</sup>) Cynus, ad C. 4, 19, 23, no. 1, fol. 216 verso ; ad C. 4, 20 rubrica, fol. 217, in : Ullmann [19], Evidence, 84 (n. 57).
- (<sup>19</sup>) Bartolus, ad C. 9, 42, 2, no. 2, Bartolus a Saxoferrato in secundam Codicis partem, Venetiis : Apud L. A. Juntam, 1567, fol. 149 : Secundo nota, quod licet pars accusationi renuntiet... .
- (<sup>20</sup>) Bartolus, ad D. 48, 5, 2 (si publico), no. 15, Bartoli interpretum [11], p. 827 : qualibet criminali causa... .
- (<sup>21</sup>) Lucas, ad C. 11, 65, 4, no. 7, in : Ullmann [12], 125 (n. 4).
- (<sup>22</sup>) Lucas, ad C. 10, 31, 33, no. 52, in : Ullmann [12], 124 n. 7.
- (<sup>23</sup>) Baldus, ad D. 22, 5, 3 no. 1, Commentaria in Digestum vetus, Infortiatum, Digestum novum, Codicem, Venetiis, 1616, fol. 182, in : Ullmann [19]. Evidence, 85 n. 65.
- (<sup>24</sup>) Baldus, ad D. 22, 5, 3 (§ Tu magis) no 2, Commentaria [47], fol. 179 verso : An autem testis possit deponere testimonium in scriptis ?
- (<sup>25</sup>) Paulus Castrensis, ad C. 2, 59, 1, no. 7, Commentaria in Codicem, Venetiis, 1594, fol. 107, in : Ullmann [10], 129 (n. 3).
- (<sup>26</sup>) Latenspiegel [8], fol. CVIII verso : Vnd wie wol man die warheit mit zweien zeugen beweisen.
- (<sup>27</sup>) Bartolus, ad D. 48, 18, 22, no. 7 : vnuus testis integer, qui deponit de maleficio ipso, facit indicium.
- (<sup>28</sup>) Bartolus, ad D. 22, 5, 3, in : Digestvm Vetvs. Pandectarvm Iuris Civilis, Tomvs Primvs, Lugduni : 1599, col.

- (118) Ullmann [12], 124 (n. 7).
- (119) Baldus, ad D. 22, 5, 3 (§ Tu magis) no. 1, *Commentaria* [47], fol. 179 verso.
- (120) Baldus, ad C. 4, 20, 18, no. 29, *Commentaria* [104], fol. 62 : vbi considerandum est primum, quod de fide argum  
mentorum...»

- (121) Baldus, ad C. 4, 20, 18, no. 30, *Commentaria* [104], fol. 62.
- (122) ベニヤバによる「裁平佃の職務も、裁判官の義務ばかり、眞実の探求も、衡平 aequitas の職務も、たゞ」 N. Horn,  
Aequitas in den Lehren des Baldus, 1968, 140 (Ann. 47). 裁平佃の職務 officium iudicis——」などは iurisdictio と  
「裁判所の職務」——の、裁平佃の裁量權も、眞実の探求も、衡平の職務も、たゞ。
- (123) Lucas, ad C. 11, 47, 7, no. 23, in : Ullmann [12], 124 n. 3.
- (124) Gandinus, 160 nr. 14 (n. 7, 8).
- (125) Guido de Suzaria [16], fol. X verso.
- (126) Gandinus, 160 nr. 14 (n. 9~11). cf. Guido de Suzaria [16], fol. X verso : Also das auch wol fromme leut/durch  
bose gesellschaft verfurt vnd böß gemacht werden.
- (127) Guido de Suzaria [16], fol. X verso : Wie dann auch Aristo. sagt.
- (128) Bartolus, *Tractatus de quaest.*, in : Kohler [17], 11.
- (129) 塔羅「*Nocivus Terrae* の職務は、裁判官の職務か、——(1)」「裁判官の職務」——(1)」『裁判官の職務』——(1) |  
裁判官の職務。
- (130) Gandinus, 41 nr. 8 (n. 2).
- (131) Gandinus, 160 nr. 14 (n. 14).



中世イタリア法学者の学説・覚書と拷問をめぐる

- (148) Gandinus, 41 nr. 8. 『重罪などの多いものに多くなるが、常に人間の眞理』<sup>ad D. 22, 5, 21,</sup>  
no. 1 : *statur enim potius dignitati quam numero...*, in. Digestum Vetus [116], col. 1719.
- (149) Bartolus, ad D. 48, 18, 1. 22 : *an is, contra quem inquiritur, est homo malae conditionis et famae, quae fama sumpsit originem non a malevois, sed providis viris...*. Brunnemann [3], 227.
- (150) Bartolus, ad D. 48, 18, 1. 22, no. 22, Bartoli interpretum [11], p. 894. cf. ad D. 48, 18, 1. 10, § tormenta, no. 22  
(p. 893) : *testis qui dicit quod est publica uox, qua audiuuit publice dici, non probat, quia debet dicere a maior parte hominum ciuiatis.*
- (151) cf. Bartolus, ad D. 48, 18, 1. 10, § tormenta, no. 19 (p. 893). 『眞理が、次の通り開示され。人々の大半がいそむく〔眞理がたゞらぬ〕眞理が、大半の人々、あることは盡人が語りてゐる。』
- (152) Baldus, ad C. 4, 20, 14, no. 30, Commentaria [104], fol. 62 : *Sed in quarto pondera...*
- (153) Clarus [64], p. 207 : qu. 6, no. 17.
- (154) Bartolus, ad D. 48, 18, 22, no. 16, Bartoli interpretum [11], p. 894. cf. ad 48, 18, 1. 10, § tormenta, no. 18 (p. 893) : 『疑惑が先づつてはゆつてこだされば、眞理が眞理の本體たる（uana uox populi）と見せられ。』
- (155) Lévy [18], 116. 口頭（前註）（四）一一六回。
- (156) Gandinus, 41 nr. 8 (n. 1).
- (157) Bartolus, ad D. 48, 18, 1. 10 § tormenta, no. 20 (p. 893). 『眞理は、眞理、米三體（前註））一八五回以降。』
- (158) Gandinus, 69 nr. 1 (n. 3). 真理（前註）（一）・眞理『羅本法新』長丸（一九九一）一五〇回（註）（一九九〇）の參照。
- (159) Gandinus, 70 nr. 1 (n. 4~7).

- (160) Kantorowicz [23], 103 (Ann. 30).
- (161) Bartolus, ad D, 48, 18, 10, §. Tormenta, no. 26, 28, Bartoli interpretum [11], p. 893.
- (162) Gandinus, 176 nr. 38 (n. 12).
- (163) Ullmann [10], 131 n. 3 : Baldus [85], cons. 77, no. 15, fol. 16.
- (164) Gandinus, 175 nr. 36 (n. 19, 20).
- (165) Ullmann [10], 131 n. 3 : Castrensis [114], ad C. 4, 19, 4, n. 7, fol. 180 verso. もののローマ法の審理にかゝる問題は、裁判官に裁量の余地を広範囲に及ぶ。これが、もの用意が、もの簡素な手続の制限にかかると、裁判官の権限が大きくなる。
- (166) Gandinus, 174 nr. 36 (n. 6).
- (167) Guido de Suzaria [16], fol. XIX : Aber das gegenspiel ist war... .
- (168) Guido de Suzaria [16], fol. XIX verso : und wenn ein ander Indicium fürfert... .
- (169) Guido de Suzaria [16], fol. XIX verso : Item/wem einer geschlagen/ oder gar vmbgebracht wer... .
- (170) Gandinus, 160-61 nr. 14 (n. 15).
- (171) Bartolus, Tractatus de quaest., [17], p. 12 : Ex gestis enim preteritis vite metimur presentiam.
- (172) Bartolus, Tractatus de quaest., [17], p. 12 : Item testes recipiat ... loci... .
- (173) Bartolus, Tractatus de quaest., [17], p. 12 : Ex multis allegationibus... .
- (174) Baldus, ad C. 4, 19, 25, no. 3, Commentaria [104], fol. 53 verso : Et ex quo ista sunt indubitate legi... .
- (175) Bartholomaeus Salicetus, ad C. 2, 22, 4, no. 2, Commentaria in Digestum vetus et Codicem, Venetis, 1574, fol.

180 verso. in : Ullmann [10], 132 n. 1.

(176) Bartolus, ad D. 48, 18, 22, no. 6, Bartoli interpretum [11], p. 901.

(177) Gandinus, 93 nr. 1 (n. 56~60).

(178) Lévy [18], 115 (n. 42). 上掲「上口説（福井29）（回）」十七回。

(179) Gandinus, 94 nr. 1 (n. 61, 63).

(180) Gandinus, 93 nr. 1 (n. 50).

(181) Lucas, ad C. 11, 65, 4, no. 6, in : Ullmann [12], 125 n. 5.

(182) Guido de Suzaria [16], fol. XI verso : vnd ist nicht wunder...»

(182 a) Gómez, Commentariorum [68], T. III, cap. XII, no. 25, fol. 368 verso.

(183) 後代トーネルバは『結語の方並ほめに手続を進むべ』、「もとより彼の職権によるべく、犯罪者に対処するたまに諸知識 (informationes) やもとのもせ、彼「犯罪者」にたいして手続を進むべ》、「もとより (Clarus [64], p. 194 : qu. 3, vers. 1)」のよひな『諸知識』に属するものとしては、ガンドニーメスの言葉を借りれば、犯罪者が生活をおいた場所 (locus)、犯罪そのものの状況 (circumstantiae)、犯罪者の境遇や性格 (condicio et qualitas) やもぐる知識があ。 (Gandinus, 37 nr. 2 [n. 5, 6])。ガンドニーメスの見解は、もうした生活現場や犯罪現場においていふべく、犯罪の状況や犯罪者の境遇・性格をもぐる『犯罪の真実』がよく発見できるものにあり、現場における探求をもだた、「もと大きな用心が必要とわれる」所以の一ひと考えられてゐるやうな。

(184) 刑事事件と裁量とは密接な関係にあるといふことは、森征一「中世イタリアの都市コムーネと条例制定権 (ius statuendi)」『法学研究』四九の十、五五頁が条例に関する次のように述べてゐるが参照されよ。例えばボローニアの一二〇五年、一一八八年の条例に示されてゐるよひに (森、右掲論文 (1)) 四四九の九、四六頁および、四五八頁参照)、幾つかの都市条例には「常に刑事事件に關して、裁判官の arbitrium、すなわち自由裁量 (権) が適用法源

ルート・迷田やれいこと。裁量せば「条例彌縫者ガローマ法の適用を離れたるに用いた手段やれい」。

- (185) Gandinus, 93 nr. 1 (n. 53-55).
- (186) Gandinus, 94 nr. 1 (n. 53); Lucas, ad C. 10, 69, 2, no. 13, in: Ullmann [12], 125 n. 6.

(187) しかゞ、母神法学者、少なくともガハイースが、母詠類集の」の命題 ((satius enim esse impunitum relinqui facinus nocentis quam innocentem damnari)) や、「疑わしことれば、すなわち有罪無罪らずれかの対応をし難こへれば、被知人の神科」の意味で理解したのではならぬか。むづうわけは、その命題は、母詠類集のゆべ 11 の命題——前編の釋註 (Interpretatione legum poenae mollienda sunt potius quam asperanda) ——に繋げられて主張われてゐるにあらず。コーネーによる (Kohler [11], 71 [Personenstrafe]) カハト・ハイースは、次のやうな確信がボローントや他の都市で認められてゐる。「だくんなの微表に基づいてば、人身刑を宣誓するゝとは許されなひが、ただ罰金刑ならば許されぬ」米山前掲論文 (前注47) 116頁の言葉を借りれば、「強に嫌疑のある者を無罪放免にすむる」と云はば、わざや耐へられな。かゝり、正規の刑罰よりは軽い刑罰を科する」と云つわけである。

(188) 抽稿「知詠手続と証聞手続——繼受立法の時代における——」『熊本法学』七一 (一九九一) 101頁。たゞ、Ullmann [24], 486 に見るよ、無罪の推定の思想は、ガハイースと同時代、十三世紀末期のカノン法学者 Johannes Monachus (Jean le Moin) が、次のやうな明瞭な言葉で述べてゐた。《有罪が証明されなければ無罪と推測されねぐ。法は斷罪むべし」とも云ふ點放す。ヨーロッパ大陸型の (Quilibet praesumitur innocens, nisi probetur nocens : et jus est promptius ad absolvendum quam ad condemnandum)。

(189) ベルニヤベニモゼー officium iudicis の内容はたゞず変わつて、余りいはば「誰もいへんことをため、固定ドアだ」と。したがつて、裁判官の職権は既に arbitrium と見らしかねぬをえない。ただ、裁量の行使は aequitas に據へんことをなければならない。Horn [122], 137 (Ann. 26).

(190) 前注 (66) (9) (意) の、また後注 (93) の該節本文参照。

- (185) Baldus, ad C. 1, 3, 8, n. 8, *Commentaria* [106], fol. 37 verso : *Iuxta primam expositiinem quero...*
- (186) Baldus, ad C. 4, 20, 15, n. 4, *Commentaria* [104], fol. 63 : *Not. mirabilem tex. quod in examinandis testibus...*
- (187) Baldus, ad D. 22, 5, *Rubrica*, no. 1, *Commentaria* [47], fol. 178 verso : *Nota quod ad officium judicis spectat...*
- (188) Bartolus, ad D. 48, 5, 2 (*Si publico*) no. 15, Bartoli *interpretum* [11], p. 827 : *Viterus quaero, utrum inquisitione*  
….
- (189) Gómez, *Commentariorum* [68], tom. III, cap. 13, no. 22, fol. 378 verso.
- (190) Gandinus, 175 nr. 38 (n. 12~15). 諸人を《*omni exceptione maiores*》に懲らしめ  
ルナハトマースクセムアラルヘニラヌ、リガ延はレコトマムシカタリハナルヘニラヌ。アムラヌの懲らしめに付く、ルシ  
ルヌセヒタナ一人の歸入の論議ノムトナドヌ。ル。J. Lange [34], 46 (Ann. 237).
- (191) K. W. Nörr, *Zur Stellung des Richters im gelehrt Prozeß der Frühzeit* : *Iudex secundum allegata non secun-  
dum conscientiam iudicat*, München 1967.
- (192) Gandinus, 98-98 nr. 11-12.
- (193) Gandinus, 98-98 nr. 11-12.
- (194) Lucas, ad C. 10, 69, 2, no. 10, in : Ullmann [12], 128 n. 4.
- (195) Lucas, ad C. 10, 69, 2, no. 10, in : Ullmann [12], 129 n. 1.
- (196) Ullmann [12], 160 (*The depth of his humanity*).
- (197) Langbein [9], 4.
- (198) Dahn [2], 46. もと、法律の法務官の運営や、裁判官職に就いた法学者たちの例は、森前掲（前註14）(1)『法廷  
研究』四九の九、「田原以」、およ二 (11) 四九の十、六七頁を参照。
- (199) 近藤恒一『ペニタルカ研究』(一九八四)三三七、三三八四頁にれば、ローマ法に絶対の信頼を置いて創造的活動をおこ

なった注釈学派にたいして、法学における弁証学派（スコラ学派）たる注解学派は、「ローマ法から心理的にいちおう離れており、それをひややかに批判分析しうるような心理的地盤」のうえに立っていて、他方では「実際的問題、つまり法律の実際的適用の問題に強い関心をしめす。」

(206) Grandinus, 173 nr. 35.

(207) 「れに關して、近藤前掲書三二一六頁の注目すべき發言を參照。注解学派の法学者たちは、注釈学派の人たちとは異なり、「ローマ法と現実生活とのあいだに不一致が生じた場合に譲歩すべきは現実生活のほうだとは、もはや考へない。むしろ...ローマ法も」まで利用されうるかが問われる。」

(208) Lange [34], 46 (n. 242).

(209) 森論文(11)(前注184)五十五頁(「慣習法は、条例の欠缺を補充する法源すべてのなかで、その性質上、条例との完全な同質性を有していた。」)。

(210) 森征「解釈の學としての中世ローマ法学の basic 思想」『法学研究』六一の十一(一九八九)一四六頁(「普通法と都市条例との調和」)を參照。

(211) 「これは、戒能通孝『法廷技術』(一九六一)一六二頁から次の示唆を受けた」とによる。「西洋における証拠法の歴史において、ともかく予断ぬきで裁判が行われたと解釈できるのは、皮肉にも神判がまだ通用していた時代であった。」

(212) Langbein [9], 6 にむねる、一一一五年第四回ラテラン公会議において聖職者が神判に關わるのを禁止した出来事は、証拠法に基本的な変化をもたらしめたをえなかつたのみならず、法や統治の觀念にも深刻な影響をおよぼすことになつたが、ともあれ、法定証拠制度はこの神判に代わるものとして登場した。

(213) 拙稿(前注188)八一頁、また『比較法史研究』一(一九九一)所収、拙文書評一七〇頁上段参照。M. Foucault, Überwachen und Strafen. Die Geburt des Gefängnisses, Übersetzt von W. Seitter, 1976, 50(証拠を完全証拠、不完全であまり価値のない徵表といったように分けるのば、「たんに理諭的な穿鑿のみが問題となつてゐるのではないか、

むしろ実際上の機能を有している。」その一つに、これらのさまざまの証拠は「一定の計算規則に基づいて相互に組み合わせ

(214) Lange [34], 47 (n. 247). 証題の場合は、犯罪の容疑にある都の証明ば、証明によって十分ではなかつた。Lange [34], 46 (Ann. 238).

(215) 米山論文（前注47）二六〇頁。

(216) Ultmann [10], 136-7. ウルマーハは他ならぬ十六、十七世紀について具体的なことは何も示していないが、さしあたって、同時代人ヨハン・ブルネマン(† 1672)が、「拷問に関しては多くの濫用が見られる。例えば、とりわけ魔女事件において、多数の者に対して拷問が自白がなされるまで行われ」云々と記しているのが参考となる(上口裕「ヨハン・ブルネマン『糺問手続論』(一六四八年)」(八・完)『南山法學』一〇の四(一九八七)八六頁)。

[SUMMARY OF CONTENTS : Die Lehre der mittelalterlichen italienischen Juristen von Indizien und Folter.]

Eine verständige Skepsis, die gegenüber der Folter, mit der das Geständnis erpreßt wurde, auf der Grundlage des Corpus juris Albertus Gandinus und die Postglossatoren des 14. Jahrhunderts hatten, führte zur Ansicht, daß nur subsidiär gefoltert werden kann, wenn es zum Finden der Wahrheit keine anderen Mittel gibt. Es gilt deshalb nicht unbedingt als sicher, wenn J. H. Langbein schreibt : At least, the court cannot convict him [ : the suspect] without his confession, and that is where torture fitted in to the system [ of the Roman-canonical law of proof].

Die Skepsis veranlaßte die Legisten weiterhin zur Meinung, daß man ohne Indizien von hinreichender Stärke keine Tortur anwenden kann. Trotzdem ist bezeichnend für sie der Ausspruch, daß ihnen die vielfältigen Verhältnisse, die sich auf das Leben vom Täter und die Delikte bezogen, die Formierung einer sicheren Regel der zur Tortur berechtigten Indizien unmöglich machen; auch hinsichtlich der Zuverlässigkeit der Zeugenaussage lassen sich die

maßgebenden Regeln nicht aufstellen, eine Ambivalenz, die dem Richter zur stärkeren Durchdringung von Ermessen oder Überzeugung von Amts wegen *ad inquarendam veritatem*, d. h. unabhängig von Ansprüchen seitens des Klägers, helfen sollte.

Mit seiner einflußreichen Meinung zeigt Gandinus, daß der Richter Mangel an genugsaamen Indizien durch sein Ermessen in der Weise ausgleichen kann, daß zweifelhafte Indizien, z. B. Gerücht und andere Anzeigen, nach einer Art von Kalkülregeln miteinander zu verbinden und zu suffizienten Indizien umzubilden sind; gleicherweise konnte der Überführungsbeweis bei der richterlichen Überzeugung von Verurteilung gewissermaßen Unterstützung finden. Durch die Lehre wird es mit sich gebracht werden, daß sich der ursprüngliche Unterschied zwischen Voraussetzungen der Folter und der Verurteilung allmählich verflacht.

Wenn in der frühen Neuzeit eine strenge Verwendung der Folter in Erscheinung getreten ist, liegt der dabei mitgewirkte Grund schon in der Theorie an sich der mittelalterlichen Legisten. Mir erscheint fraglich die Begründung W. Ullmanns mit der These: The law has lost its sacrosanct character [in the sixteenth and seventeenth centuries].

Gliederung: I. Fragestellung II. Peinliche Befragung III. Indizien IV. Öffentliches Gerücht V. Richterliches Ermessen VI. Zusammenfassung WAKASONE Kenji

[左記。本稿は、平成四年度科学研究費補助金一般研究(課題種別〇四〇)「〇〇〇年以後の訴訟法の一端」による。なお本稿は元六十ヶ国憲法本邦憲法大字ハロハラ法ハクハニハ古藏のものを利用した。貴重な図書の復元を目的として紙面を縮めて縮小してある。一九九四年一月三十日]